

令和4年9月13日（火曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1 番	中 島 一 郎	2 番	池 内 弘 道	3 番	浅 野 修 一
4 番	宮 川 徳 光			6 番	山 本 久 夫
7 番	矢 野 依 伸	8 番	矢 野 昭 三	9 番	山 崎 正 男
10 番	吉 尾 昌 樹	11 番	宮 地 葉 子	12 番	小 永 正 裕
13 番	澳 本 哲 也	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

5 番 濱 村 美 香

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 本 敏 郎	副 町 長	西 村 康 浩
総 務 課 長	土 居 雄 人	企画調整室長	徳 廣 誠 司
情報防災課長	村 越 淳	住 民 課 長	宮 川 智 明
健康福祉課長	佐 田 幸	農業振興課長	渡 邊 健 心
まちづくり課長	金 子 伸	産 業 推 進 室	門 田 政 史
地域住民課長	青 木 浩 明	海洋森林課長	今 西 和 彦
建 設 課 長	河 村 孝 宏	会 計 管 理 者	宮 地 美
教 育 長	畦 地 和 也	教 育 次 長	藤 本 浩 之
教 育 次 長	清 水 幸 賢		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あ ゆ み

令和4年9月第24回黒潮町議会定例会

議事日程第5号

令和4年9月13日 9時00分 開議

日程第1 一般質問（質問者：8番から10番まで）

日程第2 議案第12号から第39号まで

（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決）

日程第3 議案第40号

（提案理由の説明・質疑・討論・採決）

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議 事 の 経 過

令和4年9月13日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

濱村美香君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、宮川徳光君。

4 番（宮川徳光君）

おはようございます。

通告書に基づきまして、一般質問を行います。

今回は2問、質問致します。

早速ですが、通告書に基づきまして、1問目の地籍調査についてということで。

地籍調査については、順次進んでいるとのことだが、平成22年度より現地調査を実施した地域に認証遅延が多くあり、これの解消が大きな課題として取り組んでいるとのことでした。

この状況下、以下を問うとしております。

まず、カッコ1番としまして、地籍調査の進ちよく状況はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

おはようございます。

それでは宮川議員の、地籍調査の進ちよく状況についてのご質問にお答え致します。

令和3年度末での地籍調査の進ちよく状況は、旧佐賀町地域では、調査対象面積が65.87平方キロメートルに対し、調査済面積が20.33平方キロメートルで、進ちよく率は30.86パーセントとなっております。

また、旧大方町地域では調査対象面積が99.57平方キロメートルに対し、調査済面積が28.05平方キロメートルで進ちよく率は28.17パーセントとなっております。

黒潮町全体では、調査対象面積165.44平方キロメートルに対し、調査済面積は48.38平方キロメートルで、進ちよく率は29.24パーセントとなっております。

今年度の計画は、10月より荷稻地区の1.34平方キロメートル、11月より伊田地区0.51平方キロメートルの調査を実施するよう進めております。

これらの業務完了により、黒潮町全体の調査済面積は50.23平方キロメートルとなり、進ちよく率は30パー

セント程度となる見込みです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今年度末で、町全体としては 30 パーセント程度ということですが。

これ、職員も一生懸命やっていたと思うんですが、このまんまといいですか予定として全て済む、完了までの予想といいですか、そういったものが分かれば教えてください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

全体が完了するいわゆる予定といいですか、計画ではございます。

本当にこの地籍調査業務、非常に広い範囲を地道に行っていく事業でございます。明確化するのにもこつこつと実施する必要があるがですけれども、実際のところ、この業務を計画どおりに進めても、やっぱり 60 年から 70 年という月日といいですか年月をかけないと終了できないような状況となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

分かりました。

では、カッコ 2 番の方へいきます。

認証遅延の解消に向けての取り組みは、としております。

この認証遅延の解消の取り組みとしましては、私も平成 30 年の 9 月の定例会で、認証遅延の解消へ対策はといった質問をしております。

そのときは、1 名増員して 6 名体制でというのが主な答弁だったと思いますが、取り組み状況を答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の、認証遅延解消に向けての取り組み状況についてのご質問にお答え致します。

近年の認証遅延地区解消の取り組みとしましては、早期解消を目指し、重点的課題として、計画的に取り組んでまいりました。高規格道路の整備の推進により、関係する地域の調査を進める必要があり、認証遅延の業務を主体に実施できない期間もありましたが、令和 2 年度からは相続人調査担当を 1 名配備し、地籍調査係を 6 名体制としたことで効率的に業務を推進することが可能となり、令和 2 年度には 3 地区の認証請求と 5 地区の認証遅延解消、また、令和 3 年度には 5 地区の認証請求と 3 地区の遅延解消を達成し、認証遅延の取り組みは進んできております。

しかし、相続人が判明していない平成 23 年度の調査地区をはじめ 7 地区の認証遅延が依然として残っており、また、令和元年度調査地区 3 地区も認証遅延となったことで、認証遅延地区は令和 4 年度当初で 9 地区となっ

ております。

令和4年度に入り、令和元年度の1地区が解消となったことで、現状では8地区の認証遅延が残っている状況となっております。

今後もさらなる認証遅延の解消の取り組みの強化と、3年サイクルで進める新規の調査においても、認証まで確実に業務を遂行することで、新たな遅延地区を出さないよう徹底することで、早期の全面的な認証遅延解消に取り組んでまいります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

職員の増員によるなどして対応していただいて、順次解消しているとのことだったと思います。

それでも、現状8地区が認証遅延として残っていると。

この8地区いいですか、その現状残っていることに対して、今後の取り組み、計画的なものがあれば答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

今後の認証遅延解消についての取り組みについてです。

先にも申したように、重点的に行っていくということです。

それと、目標としてですが、今年度について1地区、令和元年度に残した分を解消したところですが、あと2つ、その認証遅延解消が元年度分に残った分を今年度には解消し、さらに上積みをしたいと思います。

目標としては5地区、これを解消して、認証遅延地区今8地区あるところを5地区解消して3地区残すような形にはなろうかと思っています。

5地区っていうのがなぜかというところもありますけども、今、認証遅延を法務局に持ち込んでも、各市町村で法務局がもうマンパワーが満杯になりまして、基本的には各市町村5地区というのが申し込みの限度となっております。それらを何とか解消して、近年のうちに何とかこの全面的な解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今、答弁で感じたのは、地区の数を挙げて説明していただきましたけども、ゼロと、全て解消するのは何年度を目指しているかということと。

あと、これからも地籍調査は続いていくわけなんで、そういった面で言うと、その認証遅延になる原因といったものもつかんでいなければ、なかなか難しいと思うんですが。

その2点について答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

まず、認証遅延がなぜ起こるかというところを先言わせていただきますと、認証遅延というのは3年サイクルで実際、業務が進めているものではございます。その3年の中で、最終的に所有者等を当たりますけれども、所有者が死亡したりとか、またいろいろ変わったりする現象も起こります。

実際、遅延認証が起こる原因としては、やっぱり所有者の調査というものが一番大事でして、所有者の調査、非常に分かりにくい所有者なんかもございまして、その調査についてやっぱりきっちりとしたをすることで、やっぱりその業務がなるべく筆界未定いいますかね、境界が分からない土地というものがなるべく少なくするような形で取り組むもので、実際起こる原因としましては、その調査ですね。その所有者の調査というものをきっちりとはっきりできないというところがありまして、その分からない所なんかについて今後も相続人調査とかを積極的に推進していく考えでございまして、特に郵送、訪問、それから確認等の整備を進めて、とにかくその所有者の確定というものに力を入れていきたいと考えております。

以上です。

（宮川議員から「もう一つ」との発言あり）

失礼しました。

遅延自体については、本当に確認して、非常に難しい土地なんかも実際残っている所がございまして。所有者が分からないというのもありますけれども、所有権自体が今問題になっている、裁判になっているみたいな土地も基本的にはございまして。

そういう所の解消というのがちょっと見えないところはあるんですが、できれば5年度、または6年度ぐらいまでには、何とか全面解消を目指したいと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

まず原因としては、所有者というような言葉、所有者が分からないというような言葉が耳についたんですが、私の意識としては、境界の杭が打てれないということだと思うんですけども。

そうしたとき、例えば、私も平成22年当時だったですかね、私の住んでいる入野早咲地区もそういう調査が入りまして、杭打ち作業のお手伝いをさせてもらったんですが。そのときも、いろいろな事情でその境界への杭打ちができないまま、そのときの調査は終わったことがあったんですけども、そういったことが主の原因になってるように感じるがですけども。

その後の対応ですよね、その後の対応なんかが非常に重要になってくると思うんですが、それへの認識いますか取り組み状況はどんなになっていますでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それではご質問にお答えします。

今言われたように、実際言われたとおりです。実際、所有者と立会ができないとか、所有者が分からないということで、基本的には境界が判断がつかないということになります。

それらについては、とにかくやれることとしては、可能な限りその相続人調査を実施する。相続人調査を実

施して、郵送とか訪問によってですね。

(宮川議員から「内容が違いますよ」との発言あり)

議長 (小松孝年君)

もう一回、そしたら質問。

宮川君。

4 番 (宮川徳光君)

所有者がその地籍調査の折に、片一方来られなかったときはまあ杭が打てないわけですけども、両方の所有者が来てるにもかかわらず、結果杭が打たなかったことが実際あったわけで。

そういったときの、その事後の対応についてどういうふうを考え、どういう処置をしたかということを知っているわけです。

どうぞ。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

失礼しました。

要は、所有者自体がとにかく境界でもめて、基本的にはその境界を確定できないということでしたかね。

実際はですね、最終的に、その地籍調査としては所有者同士でどうしても境界いうものを決めてもらわんと、役場が打つことはできませんので。役場がここですということを決めることができないので、やっぱりその部分については、もう筆界未定、どうしても境界が打てないということで処理するしかないと思います。

仮にですね、その所有者同士の中で一定折り合いがついて、境界を確定して杭が打てるようになった段階で、その調査のいわば線を引けるということになると思います。

以上です。

議長 (小松孝年君)

宮川君。

4 番 (宮川徳光君)

今の答弁を聞きまして、すごい何か、行政としては何もしていないように感じたわけです。当事者同士が話し合って境界を決めてくれたら私どもが対応できるというふうに、私は取りました。

そういうことで、行政が主導して地籍調査を行って、無駄があったらという観点から言うとおかしい答弁だと思いますが。

再度、答弁願います。

議長 (小松孝年君)

総務課長。

総務課長 (土居雄人君)

地籍調査の本質っていうものについては、境界を基本的には明確にする事業でございます。境界、土地の境界というものに線を引いて明確にするという事業です。

それに関連しては、ほんとに地域の皆様とか協力員の皆様とか、非常に協力をいただいているということもございます。ただ、境界を決めるっていうことについてはですね、どうしてもその所有者同士の中でその線を引っ張って、ここが境界ということを言ってもらわないと、それはどうしても杭は打てない。町が、行政が主導的に、この分だけは実施するということはどうしてもできません。

その点、ご理解いただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

町は境を決めることができない、それはもう当然なことで。

だけど、そういう問題があったときに、町の対応はどういうことを。何か、僕はできることがあると思うんですよ。

例えば、その地区の区長さんなりと相談して、やっぱり境を決めづらい当事者同士がここって話してくださいという話、これはちょっと行政として無責任かなと思うんですが。

そこのあたり、ちょっと町長の考えをお聞きしてもかまいませんか。妙に、そこから固まって動かんように見えるがですけど。

議長（小松孝年君）

暫時休憩します。

休 憩 9 時 23 分

再 開 9 時 25 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁。

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

失礼しました。

町としてですね、やっぱり境界でもめる案件なんかは多数ございますが、その中には、やっぱり境界をどこかというところの折衝については、町の担当についてもその関係者と話はしていきます。

また、関係区長さん、それから地域の中で、境界が仮に昔からのこと分かっている方もおるかと思います。そういう方の意見なんかも聞いてですね、それだけその意見を基に、その折衝は随時行っているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今の答弁でしたら、ごく一般的かなというふうに私は取りましたけども、先の答弁がすごい引っ掛かっておるんで、ちょっと再質問しますけど。

今までは先の答弁のとおりで、これから今の答弁のように変えていくということですか。

そこを確認します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

これはですね、もう今までも行ってきたことではございます。

基本的には、ほんとに筆界未定、とにかく解消するためにですね、大きいのです。とにかく線を引けるよ

うに、折衝を行ってきているものでございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今の答弁でしたら、私が聞いてから2回か3回した答弁と違うわけですよ。

ちょっと町長の意見を聞きたいんですけど、どうですか、今の答弁聞いて。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

では、宮川議員のご質問にお答えします。

今の総務課長の方で当初答弁してきたことは、質問を少し取り違えておったところがあったようでして。

最終的に、所有者同士が話して決めないかんというのは、もう宮川議員もご存じのとおりでございますが、そのことにちょっと答えをこだわってたようでして、それまでの前段に至る、町の担当の手順とか手続きとか、そういうことについての答弁が抜けてた状況でございまして。

これまでも、地籍調査の担当の方がやってきたのは、両者の間でなかなか決まらない場合は、区長さんも含め、あらゆる相談員とかの方のご協力もいただきながら、業務を進めてきたのが実態でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今の答弁にあったように、ちょっと難しい場合は地区の区長なりにも相談して、いろいろその当事者の方が杭を打ちやすいように条件を整えてあげるといのが行政の一つの仕事だと、私は思っとるわけで。

私が、その私の地区の杭打ちを手伝って、ちょっと年代が分かりませんが、その当時私、ちょっと区長もさせてもらいようことがあってですね、全然、そういうことがあるのに役場から何も言うてこない。が、別にそれはそれとして、問題なくほかの杭を打った所については登記がうまくいくんだなあというふうな安易な考えでおったがですけども。

その一つの筆界未定が、地区全体の登記に関係しているとかいうような話で止まってるようなことであったならですよ、もう少し職員も動いてしかるべきかなというふうに思っの質問でした。

以上で、2 問目は終わります。

カッコ3の、地籍調査に際しては、それまでに所有者が地区内の車社会への対応など、公共的により良い住環境になればとの思いで所有地を提供することで拡張された道路にも、現状に即した境界杭が打たれた。

その結果、公衆用道路となっている私有地については、改修や補修などの際、所有者の意思確認などが足かせとなっているように聞くが、実情と対策は、としております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の、私有地の公衆用道路における実情と対策についてのご質問にお答え致します。

議員のご質問のとおり、過去には、地域からの要請等により、複数の個人の土地を道路用地として提供することで、地域の利便性を高め、集落の道路として長年使用してきた経緯がございます。

これらの土地については、地籍調査実施により、境界を確認するとともに現況地目の確定がなされ、現状では、個人の所有の公衆用道路となっております。

また、これらの土地については個人の所有であることから、管理責任は各所有者となることで、不特定多数の使用する道路でありながら、改修や補修などは町ではできない状況となっております。

これらの現状を解消し、町により施工できるようにする抜本対策としましては、当該土地を町に寄附いただき、道路全体の登記名義を町に移転することが方法の一つであると考えます。町有道路となれば、以後は、町の管理の下に維持修繕を継続することが可能となります。

また、登記に至らない場合でも、所有者全員に改修等工事の施工同意をいただき、町が施工する方法がございます。

この方法については、依然として所有権は変わらないため、施工以後は所有者の管理ということになります。

これら実施に当たっては、地区内の協力の基に、所有者の意向をまとめていただき、全員の意向が整った段階で進めることが可能になるものです。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

公衆用道路というものの、その存在いうものがですね、私も勉強不足を露呈するようで恥ずかしいのですが。

今回いいですか1カ月ぐらい前だったでしょうか、そういう。住民から、うちの前の道を直してほしいんですけど、公衆用道路何たらで地権者の同意がもらえんと、というような話がありまして、えーっというふうに私は思ったことがスタートになっておるのですが。

今、答弁をいただいた分は、例えばですけども、例えばというか、道がなかった所に新しく道をつけて、その道、個人の土地に道をつけたことによるものの対処だと思うのですが。それで、対処方法も答弁していただきまして、町有にとかいう話がまずありましたんで、すごく安心しました。

というのは、その今改修できないといった道の元の所有者であろうと思われる方に3人ほど、私も意見いいますか認識を問うたのですが、誰も自分の土地やとは思ってないわけですよ。私の地区早咲は、昔から言うたら変ですけど、車社会に応じて道を拡幅をしなくてはならないときに地区の役員さんたちが、こういうことで道を広げたいというふうな要望を所有者にお願いをしてですね、ずうっと道を広げてきた経緯があるわけです。

その中には、今言った、今ちょっと例となった道路も、その所有者に、高齢の方に聞いてもですね、昔は細い道やったと言うて。その細い道も、個人の所有地につけられた道やったかもしれませんけども、昔は細い道やった。それを拡幅するときに、個人の所有地を提供することによって車が通れるような道路になってきたと。そういった事情の土地についての、答弁だったと思いますけども。

今、私が申し上げましたように、もともとは赤線か、例えば町道、早咲地区の中にもいろいろな道が入り混じってありますが、それらの道の拡幅も全て個人の土地の提供によって成されてきたもので、そういった土地についてのその地籍調査時の杭打ちですね。杭打ちの、ここから向こうは道路として杭をずっと打ってきた。決めた住民の意思でですね、そういうふう思うわけですが。

そういった道と公衆用道路との関係いいですか、そういうのが分かっておれば教えてください。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

宮川議員が今おっしゃられたのは、多分、細い道があったということであれば、赤道、俗に言う法定外公共物というのが昔あった所に、その個人さんの都合によって自分の土地等を、畑とか提供してですね、道幅を広げたって例だと思いますが。そういう、もう基本的にはそれも理論上はおんなじことだと考えます。

公衆用道路は、基本的には大体1メートルぐらいの土地となっております。広さが。それに対して道路を、仮に2メートルとか3メートルに広げて土地を提供してですね、そこを広げていく。それは、地域の都合なり地域の利便のために提供して、道路として車が通れる道として広げていった事例やと思いますけれども。それらも、先ほど私が答弁しました事例とおんなじで。仮に、そこを地籍調査をすればですね、そこがその1メートル以外の拡張した土地の部分については基本的には道路となっておりますので、個人所有の公衆用道路というのが適切で、そういう位置付けになろうかと思います。

それらについても、実際のところは、今私が答弁したとおり寄附を頂いて道路にしていくってことが、抜本的な対策だと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私も含めてですが、地区内の何人かに聞いてもですね、そういう土地を提供した方ですね。自分のもう土地ではない、という意識で皆さんおいでということがまずあってですね。

それから、今言うたように、ある赤線なり、赤道いうんですかね、ちょっとごめんなさい。赤線から拡張された部分については公衆用道路になってると言われたんですけど。それならですね、地籍のときにその部分、元の境界線の所にも杭を打つ必要があったんじゃないかと思うんですけども、全然そういうことはしなかったんですが。

そのあたりはどういうふうな理由ですか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは再質問にお答えします。

地籍調査で実施するには、境界線というものは先ほど申しましたが、仮に地権者同士の中で境界を決めていただいて杭を打つようになります。

今、初めの事例として、自分の土地を公衆用道路として提供した方というのについてもですね、基本的には、その公衆用道路の間にも境界があるのであれば、必ず地籍調査としては杭を打っているものと考えております。

ただ、杭ってということではなくてピンとか、基本的にはそこが道路となっているのであれば真ん中に杭が打てない場合もあるかも分かりませんが、何かの印としてピンを打ったりとかですね、その境界というものは明らかにした上で、その境界自体を所有権を持っている双方で確認をして、その杭に代わるようなものも実際は打って境界を決めている。そういうものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

杭を打つてと思われるということでしたけども、実際はそういう杭を打ってないと、私は同行して、お手伝いをさせてもらって思ってます。

それから、ちょっと話をそらすいうか。

畑の中へ、向こうの道とこっちの道との間に畑がある。そこ、道をつなげればすごい便利になる、いいねいう話から、そこへ個人が提供して道を造った場合ですよね。そこも、道との間に杭は、その地籍調査で打ったわけですけども、その道となっているもともと畑の土地は公衆用道路となると思うがですけども、今の答弁で言うと、ある長さのその提供した畑。畑自体も何筆があるわけで、その間に杭もないと公衆用道路の面積は出てきませんよね。そういうことも、杭は打った覚えがないがですけど。

そこらあたりをどういうふうに考えますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

杭を打ったか打たないかというところについて、その現場というのが何年前かというところ、ちょっと限定して分からないところがございます。

ただ、地籍調査の中で今、現状として線が引かれているってということで、その実績を見ますと、その境界というものは明らかにした上ですね、お互いに所有者同士が確認をして決まった線。地籍調査っていうのは、基本的にはその境界を明瞭にするということです。その境界がない限りには線を引けないという観点で言えば、その畑の中に仮に線が引かれたということであれば、そこも何らかの形でその境界というものを示して、それから所有者同士で確認をいただいて、その上で地籍調査が成り立って、そこに線が引かれたという実績があるということからしたら、その杭なり何か示すものについては、必ずその地籍調査の中で実施されたものと考えております。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

細かくは調べたら分かるということですが。

もう変な話であれですけど、私の土地も、その畑の一面を道路として提供、ごく短い間ですけども。それよりかなり長い間も、同じように畑を提供して道路にしておるわけですよ。

ただ、そのときに杭を打ったときには、その道路と畑との境の杭を順次打っていったけども、今畑がある所については、道路と畑の所有者がそれぞれの杭を打つて分かるんですけど、片一方は1筆に買われてなってますんで、そちら側の杭を打たんと個人の面積、公衆用道路の面積は出てこないと思うんで、その作業をしないと思うがですよ。

ほんで、ちょっと疑って言えば、そのときの行政サイドにそういう意識があって、地籍調査、杭打ち作業をしたのかなというのが一点あって。

もう一つ、この質問を取り上げた目的はですね、そういう杭打ち作業というのは地権者の意思表示なわけで、その意思表示を重要視する。その杭は大きな意味を持って立っているという記事を書いたがですけども、その地権者の意思表示なですよ。ここから先、道路はうちの土地じゃないという、みんな認識で打つとるのに、その認識が生かされずにですね、まだ個人の土地やから補修をしてくれ言うたら、しづらいとかてうて言われたら、え一つ、何で、思っの質問なですよ。

で、ちょっと脇道にそれよりましたけども。

地籍調査いう、そのみんなが集まって境を決めるいう、その時間いうものはすごい重要な時間で、また若干違う山の畑でもその後ありまして、その後の畑も荒れ放題とか、植林をして地目はどうなっちゃうのか、どうするがやろうかいうて聞いたら、その現地での調査員の判断で地目変更をするという話だったんですよ。それで、僕はすごい納得するがです。

それを振り返って言うと、そういった住宅のどこでもおんなじ考えで対応していただいたら、後々、問題がなくなる。このままいったら、個人の所有だからできかねますみたいな話をされると、また世代が代わったら、ますます地権者の意思確認がしづらくなる。そういうことで、なるだけ早く、できたら地籍のときにそういうこともひっくるめて意思確認をしとけば簡単に済んだのではないかなというふうに、浅はかですが思っの質問です。

今後のことも含めて、ちょっと考えを再度問います。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

地籍調査ってもう一回確認しますと、地籍調査の中で地目、その現況によって地目の変更というのは随時、その現況によっては行っていくものですが、地権者の名義を変更するということは地籍の中ではできない、その事業ではできないことになっております。登記法によって、登記の中で所有権移転をせんとできないということになります。

本人さまの意思として、その地籍調査を行ったときにですね、もうそこは現況が道路になっていると。もう基本的には、その土地は自分のものではないという認識を持たれたということで、議員おっしゃられたところがあるのじゃないかと思えますけれども。その点につきましては、言うたように現実としてですね、登記として公衆用道路としてその地籍のときに地目変更はなされたとしても、所有権自体はもう確実に変わってない。所有者の、その個人の持ち物であるということからすると、本当にその提供したという意味はあったにしろですね、現実問題として所有権としてはその個人に残っているということから言えば、今の現状についてはやはり、その所有権移転等寄附をいただいて変えない限りは、やはり町の管轄として実施できないということになります。

以上です。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

今の答弁は、そのとおりだと思うんですよ。

そういう状況だから、地籍の杭を打つ、その打ってまた後で、何言いますか、みんなに確認してもらう作業がありますよね。そういった作業のときにその地籍で地目、所有者の変更ができないのであれば、そういった

機会をとらえて住民の意思確認。最初に、町有にするという手段があるという答弁があったんで、そういうことが町の方は分つとるわけで、住民はそういう意識がないんですよ。だから、後々のことを考えて、そのチャンスにそういうとこまで、もう一段別のとこでそういう意思確認をしたら二度手間にはならんしという話があるんですが。

今後のやり方を含めて、ぜひ、大きな話やから町長に答弁いただけたらと思います。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

特に町道というか、赤線だった所が広がって、現在道ができてる状況の土地に関してのことだと思いますけれど。

恐らく宮川議員がおっしゃられているのは、境界を決めるときに、もともと道と現在の状況の境を境として町が認識すれば、後の手間が要らないんじゃないかというふうな考えじゃないかと思うんですけど、間違いないですか。

（宮川議員から「ちょっとあれかも。まあ、おおむねそうですね」との声あり）

今後のやり方として、どういうふうなやり方が可能で、そして効果的、そして事業を迅速に進める方法になるか、さらに担当の方に指示しながらですね、検討を進めていきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

私が申し上げたかったのは、行政サイドではいろいろな法的な仕組みが分かつとるわけで、住民はその知識が、失礼ですけど持ってないというか。私も住民に聞いて、誰も、あるいは道路にやったときなんで、という意識ながですよ。

だから、その意識を尊重というか有効に反映できるようなことにしてもらいたい、という思いながですよ。ぜひ、そういう方向で取り組んでください。

では、2 問目の住環境改善に向けてに移ります。

入野県立自然公園、この呼び名も私、今までは県立入野松原かなと思ってましたけども、何か今は入野県立自然公園と、名前が変わってるようです。その公園と境界を接する地区内にある住宅や畑については、公園内の樹木が大きく育ち過ぎ、日当たりや落ち葉などの生活環境の悪化、また畑では作物の生育状況の悪化を生じているとのことで、平成 24 年度当時に浜の宮、新町、万行の 3 地区の区長連名で支障木伐採の要望があり、翌年に新町地区に接する支障木を伐採して松の苗木が植えられました。

その他の地区についても、順次、同様の作業を行うとのことだったと私は認識しておりますが、以後は動きが見られないままとなっている中、以下を問うとしております。

最近、該当の地区内から支障木伐採があるのではとの声が聞こえてきたが、計画はあるのか。

また、計画がある場合、その概要はとしております。

答弁願います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の、最近、該当の地区内から支障木伐採があるのでは。その概要は、のご質問にお答えします。

入野松原につきましては、国有林、県有林、町有林に分かれており、四万十森林管理署、幡多林業事務所、黒潮町において、それぞれが管理を行っております。

地区の状況としましては、松原内にあかつき館や加茂神社があり、また、松原北側には住家が多数隣接をしております。当該区域につきましては、防風また塩害対策の保安林であるために、現場での伐採が容易ではなく、議員ご指摘のとおり樹木が大木化し、隣接する住家の生活環境の悪化や、農地作物への悪影響が生じていることは承知をしているところであります。

このような状況の中で、平成24年度には、浜の宮地区、新町地区、万行地区の3地区より支障木伐採に関する要望があり、このことを受けて、四万十森林管理署が支障木の一部伐採を実施しております。

また、その際には、地元住民の方も参加され、松原内の一斉清掃および伐採跡地への松苗の植樹を並行して実施しております。

平成26年度以降につきましては、新たに入野松原保全推進協議会が発足され、地元地域の各種要望や松原管理の現状など、協議会を通じまして直接、四万十森林管理署に伝えることを行っております。

本年度、浜の宮地区やあかつき館などから支障木伐採の要望がそれぞれ上がってきており、四万十森林管理署が当該地区の一部支障木の伐採につきまして、本年9月以降より、数回に分けての施業を予定していると伺っております。

今後につきましても、地元地域からの声を反映し、松原全般の維持管理状況を、国、県、黒潮町の3者が情報をそれぞれ共有した上で、住環境改善に向けての取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4番（宮川徳光君）

今年度の9月以降に、支障木伐採の計画があるとのことでした。

この今の答弁の中で、浜の宮地区やあかつき館から支障木伐採の要望があったというふうな表現だったと思うんですが、冒頭、私が申し上げました、3地区の区長連名で支障木伐採の要望があつて、25年に新町地区の該当地区が切られてマツが植えられたと。

そういう流れからして、この今回の伐採は、その24年当時の要望に基づく伐採計画。あの当時、それ以降、順次切っていくというように私は聞いたように思ってるんで。その要望の流れいいですか、それが一点ですね。

あと、今回、数回に分けて伐採されるということですが、国管理の木なんで伐採の費用は国が出すのが当然かなというふうにも思いますけども、当町の負担金いいですか、分担金的なものはあるのかないのか。

また、町内の木の伐採ですので、町内の業者などが伐採に携わっていただけるのか。

その3点、教えてください。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

先ほども申しました、地域の要望などにより、今までもそれぞれの管理区域により国、高知県、黒潮町が伐

採維持、管理面での対応は行ってきたと考えております。

先ほど議員おっしゃられました要望書の件につきましても、伐採するまで、また対応するまでの期間が非常に長くなってる場合や、また、予算の関係上、先延ばしになってきた案件もあろうとは考えております。

そういったところも踏まえて、今回、少しでも前に進むような形で伐採の方を考えております。

今後とも、関係者間での情報共有を密にし、引き続き、維持管理等の対応は速やかに行っていきたいと考えております。

2 点目になりますが、負担金との関係ですが。今回、こういった維持管理の部分での町の負担というものは、発生は致しません。町の方の予算は必要がないと聞いております。

また、実際に施業される業者さんにつきましては、基本的に森林組合の方が対応するのではないかと考えております。

以上、3 点になります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

最初の答弁の中で、数回に分けて伐採を行うという答弁だったわけですが。

この伐採する場所ですね、それが分かれば、分かっている範囲でいいですが教えていただきたいと思います。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（今西和彦君）

それでは宮川議員の再質問にお答えします。

今回、維持管理で施業する部分につきましては、あかつき館の裏側の樹木、あと、ごみステーションの周り、もう一つが、具体的な個所になりますが、大方官材にかけての路線のように、私の方は伺っております。

また、数回に分ける部分につきましては、それぞれ通行止め、あるいは安全管理の面があると聞いておりますので、そういった関係上、数回に分けるというような形ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

町長にお伺いしたいのですが。

質問の冒頭に私、入野県立自然公園という言いまして、私は大方中学校へ行かさせてもらったんですが、その当時の大方中学校は今の公園の中にありまして、あかつき館が建ってる所にあったわけですが。松原の中を通ってですね、今の伐採予定の個所の道も毎日通って通ったわけですが、印象としてはですね、今もうすごい大きなクスの木になっておるがですけども、中学校のときもおんなじように大きな木やったような記憶いなか印象があるがですけども。

私どもは小さなときからそういう状態であつたんで、入野松原いうたらこんなもんよ、というような大まかな受け取り方ですね。細かく言えば、その当時は、中学校の周り、今のあかつき館の周りにもすごい大きなマツの木がいっぱいありました。それから、松原は今は雑木が多いですけども、大きい、2 人で手を合わせても届かんようなマツがいっぱいありました。まあ、それはそれとして。

その今の現状をですね、住宅と畑に隣接してあの大きな樹が、25 メーターから以上高さもあると思うんですが、住環境という面で捉えた場合ですね、いきなりの質問でちょっと、現場にも行ってその状況を感じた方が答えやすいかもしれませんけども、住環境面に関して言えばどういうふうな認識いいですか。あまり、国管理、県管理の所ですのでどうすることも、すぐにはできないかもしれませんが、その認識を聞かせてください。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは宮川議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

入野松原に対する私の認識でございますけれど、まず、入野松原というのは国の名勝でございます。名勝というのは、文化財、天然記念物になるわけでございますけれど。まず、そういう意味で入野松原全体の国有林は、名勝入野松原。

現在、浜の宮からあかつき館の辺りは、マツは昭和50年代の松くい虫の被害でほとんどなくなっておりますけれど、クスの木の中心の林野になっておりますけど、あの地区もやはり入野松原でございます。

私の中学校の時代というのは、昭和46年度、私卒業で、最後の入野松原にあった中学校の卒業生というか、私が在席中に異動したわけでございますけれど。そのころは、今のクスの上にマツが出ていたというふうな状況でございました。

そういう状況からずっと振り返ってみて、住環境というのは、当時は非常にいい環境だったと思っておりました。ただ、今現況を見るとクスの木がふとり過ぎて、確かに浜の宮地区の皆さんにとっては、枝が家のしずえとなるような状況であり、また農作物についても、日照が随分支障が来てる部分もあるのではないかと考えております。そのために、やはり地元からは一部、そういう家に近い部分の所についての伐採希望が出ているんじゃないかと思っています。

平成24年に、新町地区の方で大規模な伐採がありまして、先ほど担当課長が説明しましたけど。平成24年というのは、黒潮町は南海トラフ巨大地震の新想定を受けた年でございます。あのとき私、防災課長をしてましたので、松原でああいう大規模な伐採があつて実は驚いたんですけど。やはりあれも地域のやはり環境上、日照の問題、そして耕作物の問題があつて、ああいうふうな状況で。そしてその後には、しっかりと松苗を植えてきたというふうな経過があるんじゃないかと思っています。

ご質問に対して適切な回答になってるかどうか分かりませんが、昔の状況と、そして今の地域の願いというのは、そういうふうなところではないかと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

宮川君。

4 番（宮川徳光君）

住宅と隣接する、大きくなり過ぎたといいますが、クスの木なんかについてちょっと問題があるのではという答弁だったと思います。

今の答弁の中に、名勝入野松原という言葉もありましたけども、私も先ほどの質問の中に、マツの巨木と言われるようなもんがすごいあったように意識していますが。

先だって、その松原を担当されている係りの方との何気ない話の中に、マツは今少なくなってきたけれども、この形はこの形、雑木林的な形はそれなりに防風林として役目を果たしているのでいいと思うというような話がありまして、私も同感ですという話をしたことがありました。全国的に、松くい虫の被害で松原と呼ばれる所

が少なくなってきたおきまして、それに、町有の沖側の方の松原で言いますと、対策をしてということを一生涯懸命取り組んでいただいております。それはそれとしていいと思いますけども、自然現象でひっくりめれるもんかどうかは分かりませんが、マツがなくなる原因の一つとして、そこらの地域の住民が松原にあんまりかかわらなくなったということがあるとのことです。これは、天橋立とかそういった全国的にも有名な松林を持っている所なんかでも共通した課題とのことで、人が入らなくなることによって、例えば、以前は松原のマツを取ってきてとかいうような作業をする人もいなくなって、土が肥えてきたために雑木が大きくなる環境が整って、結果、マツが少なくなっているということもあるそうです。ちょっと余談になりましたけども。

今回取り上げた大きな理由は、かつては名勝入野松原であったわけなんですけども、入野松原でなくても、さっき私申し上げましたように、かまんと思うがですよ。それにこだわって、すごい自然に抵抗してというようなことをするよりも、もう少し公園と住環境とのバランスをうまく取って、ええ公園やねえというような公園になっていけばいいと思ってる質問ですので、ぜひそういった観点も取り入れていただいて、町の管理をしている松原なんかの管理にも何かしらの役に立てればいいと思ってる質問です。

町長の認識も聞きましたので、これで私の一般質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、10時35分まで休憩します。

休 憩 10時 20分

再 開 10時 35分

議長（小松孝年君）

休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山崎正男君。

9 番（山崎正男君）

それでは今回の私の質問はコロナ対策について、防災対策について、青年交流について、平和の継続についてという4点でお伺い致します。

私今日は、昨日、町長と教育長の顔がチラチラつきまして、ちょっと調子が悪いです。ななめの質問があるかも知れませんがよろしくお願い致します。

それでは、まず第1点目、コロナ対策について。

コロナ感染の蔓延化が進んでいます。全国も高知県も日々感染者数の拡大が報道され、終わりが無い状況にあります。先の見えない状況で町民の皆さまも不安の中で生活している状況だと思います。

一方で人口減少、児童の減少による学校運営等も変革を余儀なくされています。

今後の、そういう中で今後の対応についてお聞きます。

まず1番ですが、保護者や児童生徒の安全対策の現状と今後の対策はどうするかという質問でございます。

コロナの関係上、いろいろ対策もあると思いますけれど、まず、答弁をお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、山崎議員ご質問のコロナ対策の安全対策の現状と今後の対策についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の、安全対策の対象者と致しまして、保護者と児童生徒を対象にご質問をされておられますが、教育委員会と致しましては、保護者の安全対策も必要であると考えておりますが、新型コロナウイルスの感染から児童生徒を守ることを最優先に取り組んでおります。児童生徒間の感染を防ぐことで、そのご家族への感染拡大を防ぐことになり、間接的ではありますが、保護者の皆さんの安全確保につながっていると思います。

そのため、これまで感染防止対策として、児童生徒を対象に取り組んでまいりました事務と事業を施設整備などのハード面と、児童生徒、保育士、そして教職員が取り組む予防行動などのソフト面に分けてお答えをさせていただきます。

まず、ハード面の主な対策について。

手洗い場が不足していました、佐賀保育所と入野小学校及び大方中学校に手洗い場を増設し、外部からのウイルスの持ち込み防止と、給食前の手洗い密集状態を解消致しました。併せて、学校の全ての蛇口をスクリーン式からレバー式に交換し、衛生面での向上を図りました。

また、空気清浄機については、いち早く保育所と学校の各教室に1台ずつ配置をしましたが、換気機能の向上と熱中症防止対策のために、これまでエアコンが整備されていませんでした理科室や家庭科室などの、全ての特別教室に換気機能を有したエアコンを配置致しました。

次にソフト面の主な対策について、お答えをさせていただきます。

基本的な感染症対策と致しまして、家庭と連携し、自宅で毎朝の検温及び風邪症状などを確認し、記録することを徹底して行っています。

そして、登校時校内に入る、あるいは教室に入る前などには手指消毒または手洗いを徹底しております。併せて家庭でも同様に手洗いができるようお願いをしております。

また、熱中症に注意しながら、マスクの着用も指導を致しております。

次に教室や保育室などについて。

換気は、気候上可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて行っております。

座席配置は、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し、対面とならないような形をとっております。

そして、多くの児童生徒の触れる場所や共用の教材、遊具、情報機器などを適切に消毒することを徹底しております。

次に給食時においては、配膳をする際には、特に手洗いを徹底し、配膳の過程での感染防止のため、可能な限り少ない人数で配膳を行うなど工夫をしています。

また、食べる際には、机を向かい合わせにせず、飛沫を飛ばさないよう会話はしないで食べることを徹底しています。

以上が、現在実施している主な安全対策でございます。

続きまして、今後の対策と致しましては、ハード面においては、感染対策が進んでいる教育施設の視察や感染対策に有効であると実証がされた機器などの情報収集を行い、より安全な施設整備を目指してまいります。

またソフト面においては、これまで実施してきました感染症対策を継続して行うとともに、児童生徒の健康と精神的な安定に即した対策を目指してまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

衛生的観点からの考えられる状況の設営がかなり進んでいるかなと思っております。

コロナ感染が3年間くらい続いておるわけですが、教育委員会の絡み、学校絡みで、いつ頃からコロナについて認識されたか。過去の流れから状況をちょっと説明していただきたいと思いますが。

保育園、小学校、中学校、そういう観点ではどうですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

コロナ感染に対する対策の認識ということ、いつ頃からかということのご質問やったと思います。

令和2年2月28日、文部科学省が一斉に休校の通達が出されたことがあります。

それ以降、令和元年の3月から、私たちも一斉の休校に対して、いろんな対策とってまいりました。まずは、子ども達の学習の機会をどんなふうにして保証していくのかということを考えました。

それから、学校給食をできるだけ継続させたいということで、ボランティアの皆さん、そして婦人会の皆さん、民生委員の皆さん、地域の皆さんにいろいろご支援いただきまして、給食の配布をしてまいりました。

そういうことなどを繰り返しまして、この3年間、その時期その時期に応じて、子どもたちの感染対策を講じてまいりましたし、なおかつ、学級閉鎖なども行いながら、できるだけ、感染防止につながるような対策をとってまいりました。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私はコロナ対策が、保護者の間にも、我々住民にも教育委員会のやっておられることが安心ですよということを知りながら質問しております。

その、コロナ、今の休校の判断ですが、コロナにかかった生徒がなり、教員がおるなり、休校の判断はどのような観点で行ってますか。

それから、休校にも、学級閉鎖までいくとか、学校閉鎖までいくとかいろいろ厳しい状況もあるかと思いますが、現在までにとられた考え方ではどうですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは再質問にお答え致します。

学級閉鎖または休校などについてのご質問であったと思いますが、その基準というものは設定をしております。そのときの感染状況に応じまして、学校と協議をしながら、そして、保健所などの、専門的知見を有する意見をお聞きしながら、学級閉鎖などを実施をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

次長の答えでは、本来のトップである教育長とかの考え方がちょっと見えてきませんので、教育長の休校に対してはどのように感じておりますか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えを致します。

今、次長から答弁もありましたように、単純に人数で学校閉鎖、人数で判断することは致しておりません。

例えば、現在でも子どもたちの陽性者が発生をしておりますけども、ほぼほぼ休みが挟まっていたりとか、あるいは、家族に発熱者が出たので、念のために休んでいて、結果的に陽性になったという場合については、保健所の方からも、学校内に濃厚接触者はいませんという判断をいただきます。

そのような場合とは違って、学校の中で感染者が広がっている可能性がありますというふうに、保健所から判断をされた場合は、これまでも休校、今年度に入ってですね、休校、ないしは、学級閉鎖をした場合がございますので、単純に人数、陽性者の人数ではなくて、その感染状況に応じて判断をさせていただいております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

コロナの問題は、目に見えませんが、私の想像でいうたら、コロナというマントを着た透明人間。こういう感覚が教室とか郊外とかいろいろ歩いているのかなという考え方をしておりますけれど、止めるに止められないというところがあります。

学校へ、子どもを送り出す家庭から見れば、自分とこの子どもは大丈夫だと。学校へ行つてうつりはしないか、というような心配もあるかと思えます。

学校では、登校して子どもたちをどのような時点でチェックされているだろうかということも聞きたいがです。

例えば、体温、それから手洗いをしてきたのか。体温は大丈夫なのか。いうのはいつの時点で、誰が、どのように認知していますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

水際対策と申しますか、そういうことであろうと思いますが。

まず最初の冒頭でご答弁をさせていただいたように、各ご家庭で毎朝体温をチェックしていただいて、その時点で平熱であるのか、どうであるのか。また咳とか鼻水とか風症状がないのかということは、しっかりチェックしてもらいます。

そして、学校へ来た時点で、学校に入る前に、手洗い、もしくは手指消毒ですね、それを必ず行って、検温を養護教員、もしくは担任の方で行って、それで確認した上で学校に入っています。

また教室に入るところ、ときにもですね、消毒を置いておまして、消毒薬で消毒をして教室に入る。帰るときも同じようなことをしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

いろんな観点で心配されることがありますので。そのほかにですね、学校におかれてる備品、それから、トイレの関係、トイレットペーパーとか衛生周りといいますか。例えばこういうトイレットペーパーひとつとっても、トイレで自動で流されるということがありますけれど。手洗いにしても、石鹸の状況でもあるかもわかりませんが。学校で出された、子どもたちが扱った消耗品なんかをどう廃棄されて、どう処理されているのかちょっとわかりませんので、お聞きしたいのですが。

どのような処理をされているのかどうか、とにかく、安全に衛生管理がされた処理をゴミ袋入れて出しているとか、そういうところはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは子どもたちが使用した消耗品とか、または教材とか、保育所でしたら遊具とか、そういうものについての消毒といいますか、衛生管理はどのようにしておるのかというご質問だと思います。

まずは、毎日必ず、1回はですね、それぞれ子どもたちが触れるであろうところ。例えば手すりだとか、ドアのノブとか、そういうところは、消毒をして徹底をしております。

保育所の遊具につきましても、水洗いできるものはできるだけ水洗いをして、そして乾燥させてという形にしておりますが、それができないものについては、アルコール消毒とか、そういう形の部分で徹底をさせていただいております。

あとそれから、紙類の消耗品については、あまりたまらないうちにこまめに封をして、ごみの設置しているところに持って行って、そのまま教室に留めておかない。そういうふうなことで感染防止に取り組んでおります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それとですね、マスクができない状況、クラブ活動とか、それからプールとか、音楽の合唱とか給食の時間帯とか。そういうところでの、生徒たち、それから先生たちが注意されてる点がありますか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

マスクの着用のことについてのご質問にお答えをさせていただきます。

音楽などのときにはやっぱり今でもマスクをして、それで歌を歌っておるとか、そういうことでやっております。

それから、体育のときにはマスクを外して、できるだけ距離をとって、密接にならない状況でなおかつ体育館とか換気をしながら行うということをしております。

給食のときにつきましては、先ほど第1回目の答弁でお答えしましたように、このように、横1列になりまして、なおかつ、黙食と言いまして、全然話をせずに食べ終わるまで、話は、会話は全くしないという状況でしております。食べ終わった後はマスクを着用して食器類を片付ける、という形で行うようにしております。

あとそれと、保育所の場合は子どもさんマスクを着用することは、必ずしも勧めておりません。と申しますのはなかなか自分でマスクの管理、呼吸の、しんどくなったときに外すということができなくなって、かえっ

て熱中症とか、もっと大きな事故につながる可能性がありますので、必ずしも、マスクは着用はするようにしておりません。保育室においては、とにかく、2 歳児以下の子どもさんについては、マスクを外して、活動しておる状態です。そのときもできるだけ、距離をとった形で、配席、席を並べまして、3 密にならないということを、保育士の皆さんは確認しながら、保育を実践しております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

細かいところまで山崎というのは言うよということになろうかと思えますけれど。昨今の子どもの送迎の事故なんかテレビでも聞かれます。黒潮町の場合は送迎の確認はちゃんと、保育所の児童なんか特にそうですね、されてるのか。

それと、車内でのコロナ対策というか、気をつけているようなことがあればお願いします。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それではスクールバスでのコロナ対策についてお答えをさせていただきます。

スクールバスの送迎につきましては、運転手のほかに必ず添乗員を設置をしております、その添乗員がしっかり子どもさんの乗り降りにつきまして確認をした上で運営をしますので、乗り残しというか、積みのこしというのは生じないというふうに思っております。

それと、感染対策と致しまして、バスはどんなに寒いときもですね、窓をあけて、運行するような形で換気を十分するようにしております。

従いまして、各ご家庭におきましてはですね、服をもう 1 枚多めに着て、着用して、バスに乗っていただくようお願いをしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

黒潮町では、子どもさんを預かる以上は、コロナ対策も安心して来れますよと。学校へも保育所へもどうぞおいでくださいというような、胸を張って、迎えることができるように、ひとつよろしくお願い致します。

それから、これは教育基本法の関係ですけど、あ、これは次にします。

それからですね、学校行事。教育委員会は学校行事がかなりあります。子どもたちの育成のために、いろんな場面から行事をやられてると思いますが、それぞれの行事の達成率は、達成率というか、このコロナが始まってかなり減ってますよ、とか、いや、そんなのコロナになんかおじてません、行事はちゃんとやってますというのか、そこらへんの感覚はどうですか。

議長（小松孝年君）

藤本教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えをさせていただきます。

令和 2 年度と令和 3 年度の部分で比べさせていただくと、令和 2 年度には、コロナ対策ということで、音楽

祭であったり、それから中学校でありましたら文化祭などですね、そういう多数の方が集まる行事につきましては、延期とか、中止とかいう形の部分で、ほぼ実施できなかったことであります。

それから令和3年になりましたら、できるだけ子どもたちの安全を確保して、教育活動を止めないということに重視をしましてまいりましたので、運動会とか、陸上競技大会とか、そういうものにつきましては実施をしましてまいりました。

ただし、水泳大会であったり、音楽祭につきましては、やはり、3密状態を作るという可能性が高いので、そういうものにつきましては、実施をしておりません。

令和4年度につきましては、水泳大会とか、音楽祭とかも実施するようにしておりますが、実は水泳大会につきましては、県の特別対策という形の部分で、レベルが上がりましたので、その時点でできないということで、水泳大会は中止という形にさせていただいています。

従いまして、令和2年、令和3年、令和4年という形の部分で、徐々にではありますが、子どもたちに、学校行事の、元に戻るような形の部分、100パーセントではありませんが、今のところ約9割方、ほぼほぼ戻っておるといふふうに肌で感じております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

もう1点お聞きしますけれど、教育長は各学校にどれだけ、何いうかね、行って、行かれて、状況をどのよう、コロナ禍になってからですよ、感じているのか、お聞きしたいと思います。

これ、町長にも、町長はトップですので、今言う同じような観点で、学校へも行かれてるろうか、どうじゃおかと思ひましてお聞きします。

お二人に問うと。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

これはもうコロナになってからということではございませんけれども、例年、私は、4月早々、新年度、教職員の体制が変わりますので、特に、新しく赴任をされた先生方を中心に、授業の様子とか、あるいは、新しく、入学してきた児童生徒の様子を見るために、4月にはすべての学校を学校訪問を致します。

順次、県教委等も学校訪問が入りますので、5月、6月あたり、それに同行もあわせて致します。

それから、例年でしたら、6月を中心に教育委員さんに全小中学校、全保育所を約4日間かけて学校訪問、保育所訪問をしていただきます。当然私もこれに同行を致します。それから、その後は随時、必要に応じて訪問することになりますけれども、これからは特に、人事異動が始まりますので、人事異動に関して各学校を必要に応じて訪問をしていきますし、あわせて、県教委の訪問も後期の訪問が始まりますので、それに向けて同行をしたりするというようになっております。

その際にやはり、コロナの対応状況でありますとか、先ほど次長が申しましたけれども、それぞれ、各教室の感染対策の状況をしっかり教室の入り口に必要なのが設置をされているのか等々については、確認をさせていただいて、校長先生と意見交換をさせていただいております。

これまで、私が見てきたところでは特に、そういうことが抜かっている、という学校はなく、それぞれの学

校でしっかり感染対策はしていただいているものと理解をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

私の方から山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

町長の場合、学校訪問というのは、従来、行事があるときにご案内をいただいて、行くことが中心ではなかったかと思います。私は町長になってちょうど2年くらい経つわけでございますけど、ちょうどコロナ禍でございまして、学校での行事が非常に少なく、なかなか機会が少ないというのが実情でございます。

可能な限りの、学校の子どもたちの状況というのは把握はしていかなければならないと思っておりますけれど、教育長を通じて、情報を聞く場合も多いのが実情でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

学校の問題は町長も教育長も、特に教育長は町長の任命で議会の同意もいただいてですね、やっておりますので、学校に対しては、教育長が全て、信用されて、信頼されて、思いやりを持って対応していただくように、お願いしたいと思います。

教育長、よろしいですか。お願い致します。

それではですね、次の第2番目、子どもの夢が膨らみ、人格が形成されるように、教育委員会としての方針や考え方はどうか。

まずお聞き致します。

これでわかりますかね、この質問で。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは、山崎議員の2番目のご質問についてお答えを致します。

2020年初頭より始まった新型コロナウイルス感染拡大の影響は、2020年3月、学校の全国一斉休校が行われ、4月の緊急事態宣言を経て、当町では5月の宣言解除を受けて令和2年度の新学期が始まりました。

それ以降今日まで、いまだに収束を見ないコロナ禍の中で、学校行事の中止や延期、遊びの制限などにより、学びや体験、人との関わりの機会が少なくなるなど、我慢を強いられることが多く、子どもたちはかなりストレスを抱えているのではないかと想像を致します。

教育基本法第1条、教育の目的において、教育は、人格の形成を目指しとあるように、いかなる状況の中においても、子どもたちを健やかに育て、将来への夢を持たせること、これこそが永遠に変わる事のない教育の目的であると思っております。

そのため、十分な感染症対策を取りつつ、学校教育ならではの教育活動を進め、子どもたちの学びを止めないことを方針として、取り組んでいるところであります。

幸い、1人1台のタブレットが配置ができましたので、児童生徒が休まなければいけない場合は、オンラインで授業の配信を行い、できるだけ学びを止めないようにしております。また、行事や特別活動においても、

校外に出る場合や大勢の人と接触するものは中止や延期を余儀なくされたものもありますが、ふるさとキャリア教育に位置付けている事業などは、各校の工夫で実施ができております。

これからも、これまでの前提や条件を見直しつつ、子どもたちの学びを止めないこと、ICT 機器等も活用しながら、特色ある効果的な授業、学校教育を推進してまいりたいと考えています。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

1 つ聞き忘れたといえますか、子どもたちが喜ぶようなという観点から、修学旅行ですが。修学旅行は、今こういうコロナ禍でいろいろ制約があるかと思います。相手がありますので、とは思いますが。

今後、例えば、コロナが収まって、修学旅行が例年通りできたしたと。修学旅行あるよね。できたしたということであればどういう方向性を持った、子どもらが笑みが浮かぶような学校、行先選定、をするだろうかと思っておるわけですが。

修学旅行はこうですよということを教えてもらえればありがたいと思います。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

山崎議員の再質問にお答えを致します。

2 年、3 年については修学旅行はかなり予定したものが、延期延期になって、かなり学校としては苦労はされました。県外に出られずに、県内で修学旅行をした学校も多数ございます。学校によっては幡多郡内で修学旅行をしたという学校もございまして、それはそれで、これまで知ることのなかった県内の良さを知ったということで、先生方、あるいは児童生徒から良かったという声も聞いております。

本年度につきましては、既に終了した学校もございますけれども、来月には町内、初めて 8 つの小学校の連合小学校が広島方面に修学旅行を予定をしております。

どちらかというと従前の旅行形態といえましょうか、平和学習を中心とした、従前の旅行形態で実施の準備を進めているということでもあります。

やはりあの、修学旅行というのは、子どもたちにとって、小学校、中学校の期間では最大の行事、ある意味、最大の楽しみの行事であろうと思いますので、やはり普段はなかなか行くことができない、触れることができない、しかし、その上でしっかり教育的な効果を持ったプログラムになるということが、修学旅行の大きな目的ではないかと。観光旅行ではなく教育旅行でございますので、教育目的をしっかり持って、実施をするということが、これからもですけども、これまでも、これからも修学旅行に求められる姿ではないかと考えております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

教育長は、先ほど教育基本法のこともちらっと出てましたけれど、教育基本法の教育の目的と目標というようなことで、5 点の原点があるようでして。ここにありますが、1 番目には、幅広い知識と教育を身につけ、真理を求める態度を養いというようなこと。それから、その中には、豊かな情緒と道徳心を培うとともに、健

やかな身体を養う。2 番目に、個人の価値を尊重し、その能力を伸ばし、創造性を培う。うんぬんと。それから、3 番目に正義と責任。男女の平等、自他の敬愛と協力を重んじ、うんぬんと。4 番目に生命を尊び自然を大切に、環境の保全に寄与すると。それから 5 番目に伝統と文化を尊重し、これらを育んできたわが国と郷土を愛するとともに、うんぬんとあります。

5 点のこの大きな目標があります。これらを踏まえて、教育長が教育長の間に、私は、学校をこういう方針で、これからも存続していきます、続けていきますというような教育長が他に変わったときはまた別の考えができますし、教育長が教育長である以上は、自分の信念を持って学校教育に取り組んでいただきたいと思いますというので。

こういう目標に合わせてですね、私はこういう方針でいきますというのがあれば、教えてください。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

再質問にお答えしたいと思います。

簡単なようで非常にあの難しいご質問であろうかと思います。

教育基本法に第 2 条でうたわれているこの教育の目標を目指しますと言えばこれはそれで簡単ですけども、これは基本的な教育の目標であって、そのためにじゃあ私は何をやるかということをお話しさせていただくとすれば、今これから社会に求められている力、不確かで、不透明で、曖昧で、いつどのようなことが起きるかわからない。と言われているこれからの時代に、習ったことだけしか、インプットしたことだけしか外に出せないような力ではなくて、自らが課題を見つけて、自らが課題を克服をして、自らの人生を切り開いていく。そして、社会の、よりよい社会の構成者となる。これが、これから私は子どもたちにつけてもらいたい力だと思っておりますので、この教育基本法の目標をベースにしながら、どのようにそういう力を子ども達につけていくか、というのが私の仕事ではないかなと思っております。そのために、従来の教育手法を見直すべきところは見直しをして、先生方に新たな手法として、こういうふうにチャレンジしてもらいたいというようなことを授業としてご提案をさせていただいて、共に先生方と取り組んでいくということでございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

久しぶりに、教育長の教育長たる本音というか、心からの気持ちが出た言葉やないろうかと思います。

我々議会の全員がですね、教育長の姿勢、態度、こういうものを十二分に見ておりますので、これからも、議会答弁に置いてはですね、ぜひ、自分の意見、これを表に出して、とおり一編の文章読みじゃなくて、そういうことを心にして頑張っていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

次に移ります。

2 番目ですが、防災対策についてでございます。

黒潮町の防災は全国でも誇れるとある先生が言っていますが、次のことが心配ですでお聞します。

1、黒潮町は避難先がほとんど行き止まりではないかと思いますが、周回できる状況まで発展さすべきではないかと私は感じておりますので、お聞きします。

これだけではわかりにくいかな。

今言う、避難場所、避難地なんかが、だいたい山へ上がる道なんかが多くてですね、行き止まりの場所があ

ります。こういうところをですね、想定というものがあまして、何メートルの波がくるという想定で作られておりますので、それ以上のところもあるかもわかりません。

人間というのは、1カ所に閉じ込められると、不安を感じます。私はそういう観点から見たら、やはり通り抜ける。入口があれば出口もある、というようなところまで考えていくべきじゃないかなと感じますので、質問致しますが。

例えばですね、私航空写真を見ておりまして、黒潮町にあるそれぞれの道がですね、さあ、ここここをつないだらもっと安心感ができるがじゃないだろうかというようなところ何点か感じます。

これで言うてしまいますけれど。先に答えもらおうか。答えをお願いします。

例えばですね、1件だけは、ゴルフ場、ゴルフ場がありますね。ゴルフ場は我々の大切な避難場所に指定されておまして、ここに行く道は町道ではないというように聞きますけれど、この道のジグザクもあまりよくない。それから、要はその避難場所が、町民が行きやすい場所にしなければならないと思いますので。例えば、すぐ近くに蜷川の集落が天空から見ますとわかるわけですけど、ここだったら距離も短い道が簡単にできるのではないかなというような見方をしております。

そういうことを踏まえてですね、何点か黒潮町も上から見てみますと、ここここもつないだらいいんじゃないかというような気がしますんで。

まずは、どこまで発展さすことを考えているということがあれば教えてください。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員のカッコ1避難先がほとんど行き止まりではないかと思うが、周回できる状況まで発展さすべきではないか。のご質問にお答え致します。

情報防災課として整備した、津波からの避難のための高台への避難道は、議員のご指摘のとおり、避難場所までで行き止まりとなっている路線がほとんどです。

避難場所は、命を守るための一次避難場所であり、津波の恐れがなくなるまで留まることとなります。

その後、津波の恐れがなくなれば命をつなぐための避難所への移動となりますが、経路としましては、同一の避難道で降りていただき、避難所へ移動していただくよう整備をしております。

津波の避難道は、地区ごとにワークショップ等を行い、それぞれの課題を抽出し反映したものを計画路線とし、昨年度の上分地区避難道で完了致しました。

新たな津波からの避難道の整備につきましては新規避難道整備基準に基づき整備をすることとしております。

今後、周回できる道が基準を満たすならば、避難道として整備してまいります。が、基準に満たない避難道の整備は、現在のところ困難であります。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

課長のお話では困難だということが先に出るわけですけど、黒潮町の住民を大切に扱って誰も死なせないというような状況下を作って行かなければならないこの町の使命があるわけですけど、その中で何も考えられないというような、できないとかいうようなことがひと口で言われていいのかどうか、これは感じます。

我々は常に計画を持って、計画をまた修正しながらまちづくりをしていくわけですので、ぜひですね、広い

視野で考えて、我々が言うことがすべてじゃないわけですけど、捉えられるところは捉えていただきたいと思います。

それで先ほどのゴルフ場の続きですね、私を感じるのは、成又熊野浦線、これの以前も質問しましたがですけど、未改良のちょっとした道路があります。ここをちょっと拡幅して舗装もちゃんとすれば、本線、56号線の黒ノ川までの間で何か事故があったときでも、即、回り道、迂回路ができるという感じに捉えております。これは、誰がどこへ逃げるかという観点もありますし、運送、要するに我々の生活を支える運輸、そういうものもすべて止まりますので、単なる我々の普通の避難道とはまた別かも知れませんが、ぜひこういうのをやっていただきたい。

それから、避難場所に、佐賀で言えば、避難場所に当たっております会所、明神地区、浜町地区の集まる城山。これと、東グラウンド、これがつながるような橋。これは前にも私も言いましたけれど、ぜひ、これにも避難場所の延長というような感覚で捉えて計画に入れば入れていただきたいし、また、それを補いできるような補助事業とかも、今、南海対策で力入れておりますので。国、県にも要望はしやすいのではないかと思いますので、お願い致します。

もっと言うなれば、どう言いますか、黒潮町は横に長い。それから、下田の口、馬荷ずうっと周って加持まで出てくるような道、それから、米原、それから、横のつながり、山側の横のつながりの道を整備する必要があるのではないかなと思います。というのは、それぞれの避難場所へ逃げるようなときに、平行線があるというのは素晴らしいかなと思いますので、ちょっと話が太いですけど、お願いしたいと思います。

そういう観点では考え方がおかしいですかね、どうですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

先ほど私が答弁致しましたのは、情報防災課が整備する避難道、いわゆる高台への避難道、階段のようなものになります。そういうものについての答弁を致しました。

議員のおっしゃっておられたような、例えば、町道であるとか、そういう拡幅、延長、そういうことに関しましては、それぞれの担当課の方で、必要性等を検討し、また、財源、それから町の総体の予算もありますので、そのへんのことも検討した結果どうなるかということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

同僚議員も言うておりましたけれど、やはり町長に代わって答弁するときに、自分とこの課だけの判断でいけない場合は、副町長なり町長なりがそういう問題はこうですというような恰好で捉えてくれるか。もしくは、他の課長が、いや、その方面では私の方からお答えしますと、というようなことがあるのかないのか。どうですか。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

議員がご質問された、非常に広い範囲で、壮大な事業もうちょうどご質問されましたので、まず、私の方からは予算的な仕組み、これまでの、防災の取り組みがどういうふうな予算があってできたか。例えば、佐賀地区の6億のタワーがどういう仕組みで可能であったかということを例に取りながらまずご説明させていただきますと、当然町の財政ではできません。6億のタワーってできないわけです。そのときどういうふうな仕組みでやったかという、国の緊急防災減災事業債というので、6億のうちの7割を国の事業として負担していただいています。残った3割につきましては、高知県の津波防災加速化交付金というのでやっていただきました。

従いまして、6億の事業ですけど、町の負担というのは、ほんとに事務的経費くらいで済むのでできました。そういうふうな事業スキームを使いながらこれまで10年間、黒潮町は数々の防災事業をやってきております。

ただ、そういう事業が、非常に、町にとってありがたい事業がいつまでも続くもんでなくて、特に、津波防災加速化交付金も既に、数年前に終了しております。

そして、現在残っているのは緊急防災減災事業債が残っておりまして、それを使って現在も数々の事業を優先順位を決めながらやっているところでございます。

そして、南海トラフの地震のことが今、全国的にクローズアップされている。かといって以前とは違っていて、国の方は、遠く北海道から北の千島日本海溝における巨大地震の想定もまたしております。

そうすると、北海道の方では、やはり、南海トラフと同じようにそれが起こると30メートル近い津波が来ると。北海道の大平原にくるといような、想定をしております。

従いまして、全国的にそういう課題が増えている中で、なかなか国の方の事業が、南海トラフの、私たちの地域に集中してくる状況が、なくなっている。そういうことも事実でございまして。それまでに、私たちの南海トラフ沿い、特に、幡多、高知県内の市町村としては国土強靱化の事業費をできるだけ確保するような形の運動をしているところでございます。

そういう財政事情がある中で、議員おっしゃられたような数々の課題。課題は課題として私も理解するところでございますけど、なかなか現実的に計画を立てにくいことも多くございます。その中ではございますけれども、現実的に緊急度を見定めながら、しっかりと予算を、できるだけ可能な予算を確保しながら進めていきたいと思います。

そしてもうひとつ、申し上げておきたいのが、近年、ある計画として、林道の整備計画。整備をしてみないかという話もございました。いわゆる、今議員おっしゃられたように、山を横串にさすような林道になると思いますけれど、それを仮にやるとしたら、18キロくらいの林道、スーパー林道と言いましょうかね、そういう林道に近かったと思うんですけど。それをやるとその林道管理はできた後は町が管理になるわけですね。作るのに30年くらいかかるし、できた後18キロの林道を町が管理しなければならない。そうするとその管理費用のこともしっかり考えていかなければいけないことでして。そのように作った後の維持管理も含めて慎重に考えていかない部分もありますので、その分も含めて、町として、全体的な防災を含めてまちづくりの計画を作った上で、今後事業を進めたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

よくわかります。事情、予算の問題、それから全国的な問題、よくわかります。

それで、先ほど町長も言われました、林道の活用というかその話もありました。林道をもちろん活用するというの、私も頭の中にありまして、例えば、伊与喜の奥から、米原の方向いて行けるのか。藤縄の奥から米原

の方向いて行けるのか。かなり林道、上から見ますと、林道が何言いますかね、あちこちにつながってまして、活用できるかなと思ったがです。

それと、今言う、他の議員からも質問ありましたけれど、道にすると、安全性から言うたら、落下防止とか落石防止とかいろいろありますので、確かに管理費用もかかりますけれど。全体を黒潮町を上から眺めて、ここここを計画を持って進めたらいいなということは大事ではないかなと思いますので、今後の町道のあり方、これをですね、ぜひ検討をしていただきたいわけです。

もっと言いましょうか。

先ほど私が言ってた、ゴルフ場の関係、それから、小黒ノ川、成又、熊野浦線の関係、それから伊与喜、米原の接続の関係、または大正との、大正町とのつながり。それから荒神山、これは大方地区の方が避難する場所になっておりますけど、荒神山から上の埋め立て地のあるあたりの道路へつなげるのにかなり急勾配で、逃げていくにも高齢者やったらなかなか上がりにくいかと。それから車も4輪駆動じゃないと動きがとれないかなという道ですので、これらも将来的には整備すべきでないかと思えます。

それから佐賀保育所と熊井の一番近いこの道路整備もした方がいいのではないかなと。ちょっと抜けたら熊井へつながるようなところがございますので、これらも将来的には考えるべきではないか。周回所として考えるべきではないかなと思うわけですが。考える余地はあるのかなのか、ひとつお願いします。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

山崎議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

いくつか個別にご質問あったことに答えてなかったと思えます。

城山の方の避難道、あるいは、今回の事業でつくる物があまして、雨除けのスペースですね。こういうのは今回の漁業集落整備事業の中で今年度作るように、3カ所作るようにしてます。そういうふう環境の整備というのは少しずつ可能な限りは今後も続けていこうと思えますけれど。例えば今、前段にあったように、東グラウンドから城山の橋というような大きなやつは、議員の構想としては非常に面白いとは思えますけれど、まだまだ県との協議とか、国の予算の確保とかそういうものになっておりません。それから馬荷から大井川の線につきましては、町道改良でこれは順次、年々、進ちょくをしているところでございます。それから、成又、熊野浦の温泉のところですね。あれも非常に町の資源としては大切なものと認識しておりますけれど、その計画には具体的にはできておりませんで、またこれは防災の面だけで考えるのか、あるいは、もっと観光的に考えるのか。さまざまな政策の選択もあろうかと思えます。

ゴルフ場の件については、ゴルフ場は私道ですよ。土佐ユートピアカントリークラブの私道ですので、そこについてはやはり現在の状況では、私道として管理いただくということになろうかと思えます。ただ、土佐ユートピアカントリークラブは拠点防犯施設に指定させていただいておりますので、その指定した施設に対する支援策、今までやった支援としては耐震事業の支援策。そして、Wi-Fi 関係とか、そういうふうな支援策は可能な限り取らせていただいているところでございます。

あと、佐賀保育所、熊井、いくつかそのほかにもご提案いただいたわけでございますけれど、それぞれの課題につきましても、また、さまざまな政策と絡みながら可能な部分をですね、前向きに取り組んでいかなければならないと思えているところでございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私はですね、町が議員の皆さんの質問に応じてですね、10 年経過しても何もできてないというような状況のところはですね、何にもやってないということです、ぜひですね、そのつどそのつど、質問のあったところはできてるかな、これからやれるかなというところはですね、謙虚な気持ちで対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、2 番です。2 番目に移ります。

避難道に係る橋やガードや暗渠が老朽化していないか。再点検が必要ではないか。目の不自由な方には音声やロープや手すりが必要ではないか。という質問です。

お願いします。

今この質問はですね、前にも質問しておるわけですけど、避難の際にですね、橋とかこの暗渠とか、溝を塞ぐものとかいうものが壊れたら、地区から地区への移動が非常に困難になります。安全性を、南海震災マグニチュード 8 とか 9 とか、震度 8 とか 9 とかいう状況を踏まえたですね、やっぱり点検をして、不安なものがあれば、ぜひ早めに修理改修していただきたいと思いますので、この質問を出しました。

よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員のカッコ 2、避難道の再点検が必要ではないか。目の不自由な方には音声やロープや手すりが必要ではないか。のご質問にお答え致します。

情報防災課で整備しました津波からの避難道につきましては、本年度、各地区の方と地域担当職員の協力により、避難道、避難場所の点検、現状把握を行っていただいております。

今回の点検で一定状況を把握できるものと考えており、修繕等が必要な個所は、精査のうえ、来年度予算に修繕料等、計上する予定です。

また、そのほかの各種道路、一般道、国道、県道、町道等につきましては、それぞれの管理者が適切に点検、管理しているものと考えております。

目が不意自由な方を含む要配慮者の方の避難につきましては、今年度より具体的に取り組みを進めてまいります、避難行動要支援者名簿に係る、個別避難計画作成の中で、避難行動要支援者の方がどうすれば避難できるのかを地域のみなさんとともに協議する中で、その必要性についても検討してまいります。

また、手すりにつきましては、津波からの避難のために整備してきました、避難道につきましては、両脇に転落防止柵を設置しておりますので、手すり機能も確保しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

課長そしたら、しっかりこの老朽化したものについては点検していくということで構いませんか。

そういうことじゃないがですかね。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

私が今、お答えしたのは、情報防災課が津波からの避難につきまして、整備しました避難道。こちらの方は今年度各地区の方、それから地域担当職員の方で点検を致しております。そちらの方につきましては、修繕等が必要であれば来年度、また早急に必要であれば今年度の予算で対応致しますし、少し待てるものであれば、来年度の修繕というふうなことでの計画を予定しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

先ほども言いましたけれど、担当課だけで住民の命が守れるかというところがあります。今、防災課長から言われた以外のことで、担当の課長がおるがやったら答えてもらいたいと思います。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（河村孝宏君）

それでは山崎議員の再質問にお答え致します。

町道の橋の点検、町道の構造物になるんですけど、町道の橋とかトンネルについては、5 年に 1 度の点検が義務付けられておりまして、それに添ってですね、点検を実施しております。

黒潮町の橋梁、262 橋ありますが、それを 5 年に 1 度、順次点検をして、その点検に応じた診断を行っております。その診断結果をもとに必要な場合は修繕を順次とり行うようにしております。

そのほかの暗渠（あんきょ）とかにつきましては、日常の職員のパトロールによって行っておりまして、義務付けられてはいないんですけど、そのような形で点検をしております。

以上です。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

この問題は重たい問題ですので、命を預かるという、いつ、どの時間帯に避難をせないかんというようなことがあって。そこに、マンホールの蓋があって、マンホールの蓋が落ちてあっても怪我するわけですので。避難できませんので。橋梁、特に我々が普段安心して通ってる場所は黒潮町はすべて行政の責任じゃという感覚でありますので。5 年に 1 回ということでもありますので、怠りのないように、早めに点検。それから、日頃のパトロールも真剣にパトロールしていただいてですね、町民のためになるような施策に反映してもらいたいと思います。

5 年に 1 回しかやらんということやね。

点検は 5 年に 1 回しかやらないということですか。もうちょっと細切れに確認された方が、南海震災もいつくるかわからん、いつくるかわからんけれど、5 年先まで待っておれるのかどうかということもあるわけですので。我々みたいな詳細な、気のこまい人間はそれまでよう待たんというところがありますので、ぜひ常日頃から点検をお願いしたいと思います。

次行きます。

町外の方が黒潮町通行の際、避難場所案内が日頃から必要ではないか。というこれは、私の 6 感的なことで、

町外の方を観光誘致でかなり呼んだり、それから、通常の日常生活の運搬路として黒潮町を使っておるわけですけど、1日に黒潮町に入っている人口というのはどれくらいの人数がおるろうかということもありますけれど、その方たちが通りすがりに黒潮町に来られて、さあ、地震があった、時間帯が真っ暗じゃと、いうようなときにどこ逃げたらえいかわからん。昼間っから何回も往復されゆう方やったら、そこに大きな看板があるきあれ見たら避難場所がここここここですよ。あちらへ逃げたらえい、こちらへ逃げたらえいということがわかるような表示ができないかということの質問です。

お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

山崎議員のカッコ3、避難場所案内が日頃から必要ではないか。のご質問にお答え致します。

避難道、避難場所の整備を進める中で、議員ご指摘と同様に、避難場所がどこにあるのか分からない方を誘導する手段として、また夜間に避難する場合の目印とするため誘導標識を設置すべきではないか。との提案があり、平成28年度に町内の避難場所を周知するため避難誘導標識1,038枚の設置を行っております。

また、本年度行うハザードマップ作成につきましても、避難場所等を記載致します。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ハザードマップを作成するということですけど、作成したから終わりではなくて、じゃそれをどのように利用するわけですか。お客さんが、よそから来た人が、ハザードマップ、どこへ配布されるのか、どんなところで利用してもらうのか、そこまでお話をいただきたいわけですけど、お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

再質問にお答え致します。

ハザードマップにつきましては、町内在住の方に配布するために作成致します。転入されてきた方々、そういう方にも現在も窓口の方でご案内いただき、ハザードマップの方をお渡ししております。

それから、観光客の方ということなのですが、具体的にその方々にこうしてこういう危険がありますよというようなものは示せてはおりませんが、県のホームページ、町のホームページ等でのハザードマップの掲載、それから、スポーツ合宿等に来てくれている方々につきましては、NPO 砂浜美術館の方で避難場所等への経路を示した地図等で周知を図っていただいております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

私は伺いますかね、通りすがりの方、それから県外の方が、役場の本庁まで出向いてきて、ハザードマップをくれとかそういう観点じゃいけないと思うので、道の駅とか、各商店とか、立ち寄りそうな場所には必ず置くというようなどこまで考え方を広めてもらいたいわけですけど。

それから、夜の矢印と言いますか、通行された方が、例えば道は国道沿いで地震にあった、さあどこへ逃げるかというときに、あそこに赤いランプのついているところが避難場所ですよとか、見える化してなんかそういうことができないかなと。私は夢みたいなことばかり言ってますけれど、ある意味では、この県民、国民、町民皆さんを安心さすひとつの手立てではないかなと思いますので、そこらあたりの今後検討とか、それから今言う、ハザードマップのとか、ビラのどうやって周知するかいうとこまで、細やかに研究してもらいたいわけですけど、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

避難道につきましては、先ほど答弁致しました、避難誘導標識、こちらの方が蓄光盤になっておりまして、夜間でも光って見えるようになっております。それから避難道に設置しておりますガードパイプ、手すりの代わりになります転落防止柵がありますが、そちらの頭というか上に、ピカピカ、緑に光るものも設置しており、遠くから見てもこちらの方に避難道があるということがわかるようにしておりますし、入り口や主要なところには、ソーラー式の街路灯も設置しておりますので、ある一定目印になるのではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私の言わんとしていることを網羅してくれればありがたいわけですけど、現実には他町村から来られた方たちがそこはだいたい通過点ですので、そのよっぽど、観光で来られた方が黒潮町で留まる場合には、そういうレストランとか喫茶店とか道の駅とかいうところで留まって、避難場所の確認できるわけですけど、ほんとにわかりますか、避難場所の案内で。わかるような感覚、地元で避難場所がどこどこにあるということがわかっておれば、こういう矢印がついているなどということになりますけれど、通りがかりの人がわかるろうか。どこへ聞きにいったらえいろうかということがあらせんろうかと思いますけど。どうですか、課長もう一回。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（村越 淳君）

それでは再質問にお答え致します。

今の対策で十分かと言われると、必ず大丈夫ということはないと思っております。そのため日々、防災対策の方をどうすればいいのかということを考え、予算の範囲内でできることをやっております。現在、設置しております避難誘導標識につきましても、蓄光盤として夜でも見えるようにしておりますので、それから、街路灯、それから、緑に光るキャップ等々で対応しております。これ以上、何が必要かということ等につきましては、また、再度ご意見等がありましたら、そういうものも聞きながら検討していくべきとは思いますが、現段階ではこれで、これが今できる精一杯のことではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

これ以上言っても信頼関係が、課長と私ができたら、もっと話もしやすいわけですけど、これぐらいにしておきます。

議長（小松孝年君）

次行きますか。

そしたらちょっとここでお昼にしましょうかね。

時間もまだ残っておりますので。

山崎正男君が一般質問の途中ではありますけれども、この際 13 時 30 分まで休憩します。

休 憩 11 時 54 分

再 開 13 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

山崎正男君。

9 番（山崎正男君）

午後になりましたけれど、一般質問を続けさせていただきます。

午前中で大体言いつくしたかと思えますけれど、3 番、4 番がありますのでよろしくお願いします。

3 番、青年交流についてカッコ 1、黒潮町の青年 20 代、30 代、40 代の交流を考える必要がある。スポーツでも、パーティー形式でも町が主催でバックアップして町内若者の交流を図ることが大事ではないか。自分たちの町を担う若者に対して、生きがいや活力を与えることが大事だと考え、町の方向性や計画の中に入れられないいかお聞きます。よろしくお願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは山崎議員の、青年交流についてのご質問にお答えしたいと思います。

人口減少、高齢化社会の到来を前に、本町では人口減少問題を重要課題と捉えて、その克服に取り組むこととしております。特に高校を卒業する世代となる 15 歳から 19 歳の階級、そして 20 歳から 24 歳の階級といった若い世代が転出超過の傾向にあり、まちへの誇りや愛着を育むとともに、出会いの場を創出して結婚への希望を叶える取り組みを展開し、本町で暮らし働くことができる環境づくりを推進しているところでございます。

その出会いの場づくりの具体的な取り組みと致しましては、まちおこしを推進する組織体と連携し、出会いの場を提供し、男女の出会いの機会づくりを施策のひとつとして取り組んでおりますが、令和 3 年度はコロナ禍によるイベント中止を余儀なくされ、出会いの機会づくりの場も減少しましたが、本年度は 8 月 21 日に 1 回目のイベントを実施して、20 代、40 代の町内外の男女 11 名が交流をしたところでございます。

また、連携する組織体には企画段階から関わっていただくことで、独自に培ってきた経験などを落とし込み、運営もサポートいただくことでイベントが展開できていると認識をしているところでございます。しかしながら、議員ご質問のように町内の青年に限った事業展開は現在のところ黒潮町主催での計画はされておられません。

本年度、若者の発想によるまちづくりに向けて意見やアイデアを広く聞くため、10 代から 40 代の世代 24 人にワークショップに参加いただき、若者の視点や感性を生かし黒潮町の魅力を発信できるテーマなどについて意見交換を実施したことは、多種多様な方々の交流の場になったと考えております。

いずれにしても、このような若い世代の意見などを参考に、地域力を最大限に生かし、地域における交流の場や活躍の場づくりなど本町に暮らす若者が、まちとつながるきっかけづくりや、厳しい状況下にある少子化対策として、引き続き、出会いの場創出の交流イベントを実施していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

青年の交流ということについて私は、問題を出したわけですが、このコロナ禍、我々物価高騰の中で町内における閉塞感。これをどうやって打破するかということが根底にありました。我々の町にいろいろな方が住んでおまして、もちろん青年、それから各種団体がありまして、でも何でしょうかね、自分が閉鎖されたところに住んでおると、やはり人の交流というのが大事だないところ、すごく感じます。

それは独りで人間はおいていと悩みます。話すと発散できます。だから 20 代、30 代、40 代これからの人たちがいかに自分たちを高め、自分たちが交流して人の意見を聞いて自分のものにしていくこと。このようなことができるかということ、自分の思いとして、質問させていただきました。

課長は多分、若者と言っても男女の交流とか交際とかということを踏まえてのことじゃろうと思いますけれど、私は地元におる人たちの熱気ある人たち、それから悩んでいる人たち、これらをみな集わして町の一つのエネルギーとしてお互いが持つべきものを共有できる知恵も能力も技術もそういうものが、できるような場を行政の側から作っていくべきじゃないかなと思いましたが出しております。

例えば、どうやって人を集めてどういうことをするかというのは、これからの課題になると思っておりますけれど、少なくとも我々の町には立派な人がいっぱいおります。若い方で。頑張っておる方、それから悩んでおる方ももちろんおります。そういう人も手を添えて一緒に町を高めていくということになればいいわけで。

例えばですね、極端な話ですけどこれは、青少年の 20 代、30 代、40 代の集め方にもよりますけど、まずは研修旅行、どっか我々の町にないところみてこいよと。その研修旅行行く間に気心も知れて、次もまたこんな会もしたいねと、いうふうにならあせんろかと思えます。研修旅行なんかもひとつの手立てじゃないかなと思えます。

それから、わが町ではいろんな各種行事でスポーツの大会、それから踊り、歌いろいろとやっていますよね。これらも今は、どちらかというと高齢者対策が福祉の中でも強いがじゃないかと思えます。もちろん若い人には野球なんか若者のあればありますけど。今回、教育委員会の中では、高齢者の何とかフェスティバルっていうのがあります。11 月に。そういうのを踏まえてみてもやっぱり若い人を大切にせなあ、次のまちづくりはないなということを思いますのでまず、その青少年の研修旅行、海外研修。極端で大きいですけどそこまで行って世の中の国際的な情勢を踏まえてですね、黒潮町もみんなが人間が喜んでくれると。いうふうにならんかと思っておりますが、このような観点からはどうですかね。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

それでは、山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。企画調整室としてはどうしても人口減少問題を重要課題と捉えておりますので、交流施策となるとそういった出会いの場創出といったことになるかと思えます。ただ先ほど答弁しましたように、本年度、黒潮町こんなまち、私たちのまちは、こうありたいといった形の若

者の発想による今後のまちづくりに向けての意見等を聞くためのワークショップを2回開催しております。

これから黒潮町を考えるためには若い世代の考え方、視点をとり入れなければならないと、と考えております。今後もそういった場面は必要かと考えておりますので、そういった場を使いながら考えていきたいと思っております。ただ先ほど議員言われたスポーツの交流、また研修旅行とかそういったことになった、もう少し幅広の交流ということになりますと、生涯学習の観点等もあると思いますので、そちらでの展開が考えられるのではと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

人材の育成ということは、我々のこの計画の総合戦略とかいろいろ計画の中でもですね、その人間の町、人、創世の観点からみても人を育てるという感覚の、こういう場面をですね計画の中に文字としてどうやって入れ込んでいったらいいのかなと思うわけですが、そういう計画の改正のときにはですねぜひ、予算もつけて、この方たちが頑張らなければ自分らの将来はないという感覚で、私は思っております。もう我々はあっち向いて行く時間が近いので、なるべく早く若い人たちに育ててほしいという思いでおりますので、その総合戦略なり、というような計画がありますよね、人を育てるという感覚で。

で、高齢者だけの行事じゃなしに若者の行事も含めて入れて行こうという新しい発想で、こんなことができるね。あんなことができるね。というところも含めてですね検討していただきたいのですが、もう一度お願いします。

議長（小松孝年君）

企画調整室長。

企画調整室長（徳廣誠司君）

山崎議員の、再質問にお答えしたいと思います。

言われましたように、今後若い世代というのは、黒潮町にとって重要な財産だというふうに考えております。

その施策に関しましては、横串を刺した展開も必要かと、そういうふうに考えています。

そうした中、先ほども言いましたように町長部局だけではなくて、教育委員会部局の中でも展開される内容があると思いますので、そういったところは、町全体として取り組みながら考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

若い人の情熱、向上心、気力、馬力。自然とこみ上げるような感情や期待感をですね十二分に発揮できるようなまちづくり、これをぜひ、お願いしたいと思います。それから若者が元気になれば、今いう人口問題もいろいろな横のつながりのある彼らは、それぞれの人のつながりがありますので、町内に呼び込んだりすることもできると思いますし。

それから所得の向上もそれなりに若者に向けての所得向上対策。こういうこともやらなければならないと思います。

ぜひですね、幅広い観点でこれからも町長の下、町長も感じてくれていると思いますので、ぜひそういうも

のも含めて考えていただきたいと思います。これは、終わります。

それから、4 番ですが、平和の継続について。いま、ウクライナとロシアの戦争が日々激化して、誰もが止められない状況のニュースが報じられています。日本も過去において、戦争をし、大きな反省に立ち、今は平和な社会を構築し、現在に至っております。

ただ、こういう状況の中で戦後 77 年を経過し、高齢化とともに、戦没者追悼式も少しずつ弱体の機運が感じられます。佐賀では、遺族会解散を余儀なくされている実情でございます。

そういう中で 1 番、今後の平和維持の追悼式典や遺族墓地の在り方、忠霊塔の設置など町の考えがあればお聞きします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、平和維持の追悼式典や遺族墓地の在り方、忠霊塔の設置などへの町の考え方のご質問にお答え致します。

町では、先の大戦でお亡くなりになりました 864 名の尊い犠牲と、その遺族等に対し、町を挙げて追悼の誠を捧げるとともに、平和への決意を新たにすることを誓い、戦没者追悼式を例年挙行しております。今年度も 12 月 3 日土曜日にふるさと総合センターにて挙行するよう、現在、準備をすすめているところでございます。

また、英霊顕彰及び会員相互の親睦を図ることを目的として、町内 3 つの遺族会に補助金を交付しており、高齢化が言われている遺族会のご負担となっています忠霊塔等の戦争遺跡の除草作業を実施しております。作業については、令和 3 年度より年間 2 回から 3 回、遺族会に時期を確認しながら、実施しております。

戦没者追悼式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大もあり、ここ 2 年間は規模を縮小して挙行しております。そのため、式典に人が少なく寂しく感じられたかと思われそうですが、ご遺族の皆さまのご健康を守るために規模を縮小し、さらに 3 密を避けるなど感染防止対策を徹底し、実施した結果でございます。

出席者が減少傾向にある戦没者追悼式ではありますが、今年度以降も教育委員会の協力のもと、小中学生の平和作文を朗読するなど、平和の尊さや継承を願い、引き続き遺族会にご協力いただきながら挙行していく予定でございます。

また、今年 7 月 29 日に、毎年行っております 3 遺族会長の皆さまとの協議の時間をいただきました。その中で、佐賀地区遺族会長から佐賀遺族会の総意として今年度をもって解散をする。というご意向をいただいております。

また、平和の碑の設置につきましては、今ある戦争遺産の除草作業を町が実施すること、これをもって管理ができていると遺族会としては捉えているため、今後も、点在する戦争遺産をそのまま管理をしていくことを、今年度も遺族会の総意として確認をさせていただきました。

本件につきましては、継続して遺族会と定期的に協議、ご意向の確認をさせていただくこととしておりますので、忠霊塔の設置ではなく、現在ある戦争遺跡を維持管理していくようにしてまいります。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

確認します。維持管理するというのは、町がこれから以前の各遺族会が守ってきたところを遺族墓地といいですか、そういうところを管理していただけるということながですかね。そういう決まりになっちゃうが。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは山崎議員の、再質問にお答えします。

維持管理につきましては、遺族会の方から依頼のあった場所になります。従いまして佐賀地区につきましては、6カ所。大方の方が2カ所ということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ということは、遺族会長たちが集まって決められたことですので、それはそれでえいと思いますし、町が今後それを管理していくということまでは、話しが अच्छ ちょうがやね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今現在、遺族の方が管理しておられるところもちろん、ございます。それ以外のところで、遺族がもうできない部分、そこについて町の方が管理をしていくということになっておりますのでその個所が、先ほど言った全部で8カ所ということになっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私の方ではその内容のところが、みょうに分かりにくいわけですけど。考え方としてこれだけ戦後77年経って、遺族の正式な遺族の方もだんだんと亡くなられて、家族、兄弟、こういう方たちも亡くなられております。

もうそろそろ、その子ども、孫とかいう時代に入っておるわけですけど、なかなかその戦後の重みを戦没者の重みを永らえて継続して守って行こうということがですね、難しくなっている。それが経済的にも皆さんが連絡が取りにくい状況にもなるし。そういうことがあります。

心配するがですね、今まで戦没者墓地として地域が管理してきたところは、一体どうやって管理するか。今言われたようなことではと思いますけど、大事なことだと思います。それから、最近ではですね、戦没者の墓地も各自が自分とこの、直接のお墓のそばに移らすということも、だいぶ増えております。

でも、それができない人もあって、やっぱり戦没者の墓地は戦没者の墓地で、昔の墓地が雨風しのんで、建っております。私が考えるには、一つはそういう管理体制をどうするか。それから今いう忠霊塔。忠霊塔は難しいということでございますけど、まあそれはそれで、町と会長たちの話し合いがあると思いますけど、世の中でこれほど、何いなかね日本の国を支えてくれた方たちが、70年80年経つと変化ができるものかなという、私は不可解な気持ちもあります。

でも現実を見据えたら、やっぱりもうそろそろ判断をせないかん。何らかの判断をしていかないかんというところもあります。そんな中でですね、一つは、1点はですね、戦没者の名簿。戦没者慰霊されている名簿。こ

れを町はどのように管理されているか、これからどう管理していくか。はっきり継続的に永続的に、保管していかないかと思っていますけど。

まあ人はいろいろ動いておりますので、これは孫じゃ、兄弟じゃ。後のことはなかなか、連絡の取れるところまでいかんと思いますけれど、最低これはやりたいねというところはね、もっちゃかないといかんと思うのですよ。名簿だけは、ちゃんとしなきゃいけないかんとか。連絡先だけは、ちゃんとしなきゃいけないかんとか。ここらはどうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

今担当の方で、遺族としての名簿の方は管理をしております。その遺族が誰に対しての遺族なのかとうところも名簿の中で把握は、できております。そちらの方に追悼式のご案内を出させていただくということで、現在やっておりますので、戦没者の確認はできているというふうに判断をしております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

その保管は、永久保存でやるつもりですかね。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

保管につきましては、現在データで管理をしておりますので、保存はできております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

これはですね、遺族会、私らも遺族会の一員ではありますが、みんなが元気なときに町の持っている名簿と各遺族が感じている、つながりとか違いはありはせんろかという点がありますので、一度思い切ってですね、来れる人に来てもらって確認作業というか、もしくは各遺族から、役場へ問合せして家のおじいちゃんに間違いないとか。お父さんに間違いないとかいうことの確認まで取らんと、なんか分からんずつ遺族になっちゃう、ようなこともありやあせんかなと思うがですけど。まあそれは、今後の課題だと思いますので課長またぜひ、お願いしたいと思います。

それからですね、戦没者追悼式典。これは今までどおりやるいうがでしたかね。これを案内するときに例えば、佐賀なんかやったら解散しても遺族は遺族だから案内来たら出ますよという形でいいのか。そこらの認識をちゃんとしてないと慰霊の式典をやるときに、はたして自分は参加資格があるがじゃろうか。ないがじゃろうかということまで明確にせないかんと思いますので、ここらあたりの詰めが必要ではないかと私は思っております。

それからなぜ、忠霊塔は建てないのか、できないのかいうがは、どんな観点からできないのか。

お願いします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは再質問にお答えします。

先ほども申しましたとおり、3 遺族会の方と協議をしながら今後、経緯についてはずっと協議をしております。これまで3 遺族会の方と協議をしてきた3つの件というのがありまして、遺族会の存続、そして平和を継承する記念碑の建立、そして各地域に残る戦争遺跡の維持、管理。この3点でございます。

その中で記念碑の建立というところを今、山崎議員も申された忠霊塔ということになろうと思いますけれども、こちらの方についても今現在は、遺族会の方としてはそこを希望されておられません。今後また協議をずっと毎年していくんですけれどもその中で、また遺族会の考え方が変われば、また町としても対応していくことになろうと思いますけれども。

今現在は、今ある戦争遺跡、そこを管理をしていくということになっておりますので、町としてはそのご意向に沿った形で対応をして行きたいというところです。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

私はね、会長さんたちが集まって、ちょうど話し合われて決めておられていくのだからあんまり反対もそういう気持ちもございません。ただ、町自体自らが黒潮町出身の英霊の皆さまをどうやってこれから継承していくか。永らえていくかという思いをですね、どこへ見定めていくのじゃろうかということを考えたら、何らかの黒潮町一本でも適切な場所に戦争とか平和とかそういうものを目指すときに、町内の方でなたでもが来ていただけるようなそういうものを1つの記念碑としてやっぱり残すべきじゃないかなと、私は思うがですけれど。

これはまあ町長以下、各会長さんらの話し合いだろうと思いますけれど。やっぱり、町としての意思表示もちゃんとせないかんがじゃないろうかと思います。遺族会がいうから遺族ということでそれはそれで、えいかもわかりませんけれど。

私はこれから長年、永年的に戦没者追悼式をしていく。そういうときに黒潮町にはこういう記念碑があるということを見させてもろうたら、ええかなと思います。ただいろいろ文献見てますと、忠霊塔。これも戦後すぐに素晴らしい忠霊塔をあちこちで造っております。

ただこの 77 年という年月で老朽化してですね、もう解体せないかんということも多々あります。これから我々がまあ記念塔として造ってもあと、50 年、100 年先にはまたどうするかという話しになってきますけれど。問題は、町民の心を一つにしたような、遺族会の心を一つにしたようなものの残し方。これもやっぱり一つ考えないかんがやないかと思うがですけれど。町長考え方としては、どうですか。この黒潮町にこういうのがあったらええと思うのか、いや予算の関係でできませんというのか、そこらどうでしょうかね。

議長（小松孝年君）

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは山崎議員のご質問に、お答えしていきたいと思います。

忠霊塔に代わる、あるいは戦争遺産に代わる平和の塔のようなものをどこかに造ってみてはのご意見だと思います。

うんですけど。このことにつきまして、ずっと遺族会、3つの遺族会の代表の方と話してきました。どういうふうな形がいいのか。話した結果が、今課長が報告したような状況があります。

例えば、佐賀に造るのか、大方に造るのか。その真ん中に造るのか。1カ所にまとめること自体、なかなか困難な状況。一つのものに集まりにくい状況がございます。従いましてその状況の中で、引き継いだこの現状の中では、やはり今の状況で、存続していくというのが、現在の遺族会の皆さんと話してきた結果でございます。

町としては私も追悼式の時の式辞の方で必ず述べているのは、大戦で犠牲になられた皆さんの苦労を無駄にしないように、未来の平和のために継承の遺産として残していくべきだと思っておりますので、それを戦争遺産として後世に平和を伝えるものというかたちで残していかなければならないと思っております。

そのかたちの内容についてもやはり遺族会のみなさんのご意向を重視しながら、町としての考えをまた申し上げさせていただきながら、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9番（山崎正男君）

ありがとうございます。我々が大事にせないかんことは、慰霊、戦争の残したもの。良いものも、悪いものもありますけれど、これを常に反省しながら町づくりに備えていかないかんというところがありますので、これから決められたことについて私はそれはそれでええと思いますけど、また時代の変化があって、やはり記念碑みたいなものはいるねということになったときには、柔軟な考えで対応していただけたらと思います。1番は、そしたら終わります。

2番、教育委員会は平和の学習はどのように考え、継続していくか聞きます。

お願いします。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

それでは山崎議員の、平和の学習についてのご質問についてお答えをしたいと思います。

私たちは77年前の悲惨な戦争体験により、平和の大切さを身をもって知り、理解をしたと思います。そのため憲法では戦争の放棄を明記し、教育基本法の前文で世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うとうたい、同法第1条において教育の目的を教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家および、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとしています。

従いまして、学校教育において平和に関する学習、教育を行わなければならないことは、法律に明記されているものと理解をしていますし、現在各校でその取り組みがなされているところであります。

具体的には、修学旅行の学習プログラムに平和祈念資料館や語り部の講座を組み入れること、平和作文、ポスター作品の制作、映像資料の視聴などが、平和学習として取り組まれていますし、上川口小学校においては毎年度校内にある被爆の碑を慰霊し、その歴史を地域の人から学んでいることはご存じのことだと思います。

また、ロシアとウクライナ間の紛争についても、授業の中で取り上げるなど、児童、生徒の発達段階に応じた平和に関する学習を行っているところです。このように、戦争のことや原爆のことを知り、あるいは今、他国で起きている戦争のことを知り、このような悲惨な行為を起こしてはいけない、繰り返してはいけないという、戦争被害者への共感と戦争についての心情的知識理解を中心とした平和についての学習も重要な平和学習

であります、あわせて、平和な社会を創造する態度と技能を持った子どもたちの育成という平和のための学習も求められます。

そのために当町では、すべての人の命を守り、人権が守られ尊重されることが平和教育の基本であることを認識し、互いの良さや違いを認め、自分も他者も大切にできる児童、生徒の育成を基本に、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、学級活動や児童、生徒会活動、各教科を通じて、平和に関する教育活動を展開してきていますので、これらの内容を常に点検、改良しながら、子どもたちの発達段階に応じた平和学習を、今後も継続してまいります。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

それで教育長の言われるようなことをしたら子どもは平和に育ちますか。どうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育町（畦地和也君）

そう思ってなければ、少し私としては責任が取れないので、そのことをしっかり目指してそれが平和につながっていくことを目指して取り組んでいると思っております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

学校教育の中で子どもたちに平和とか戦争とかいうものに対する考えを作文とかメモとかノートとか、そういうもので見せてもらったことはありますか。学校として学級として子どもたちに、今日の平和学習で考えたことは何ですかというようなことで、彼らの考え、彼らの意見を聞いたことはありますか。聞く場がありますかね。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育町（畦地和也君）

ちょっと質問の内容を推測するに、例えば戦争に関してということでありましょうか。それとも平和全般に関してでありますか。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

そんな細かいことは、言いません。平和を考えるということは戦争も当然入ってきますので。戦争があるから平和がいいねということになりますので、平和があるから戦争はない方がいいねということになるがですよ。両方兼ねあつたものだと思いますので、子どもに聞くに戦争どう思いますか。平和どう思いますか。そういう聞き方せんと思いますけど。戦争もいかんね、平和はええね。平和にするにどうしたら良いのと、形でやっぱり問い掛けていくのが教育じゃないかと思ひますけど。

そういう観点から教育長がみて学校教育では、小学生の意見を聞こうと。聞いてみようと。どんな意見があるか子どもらは柔軟な発想を持っておりますので。

あつ、ウクライナの問題はどうだ。戦争の問題はどうだ。原爆の問題はどうだと、というようなことも意見も

出ると思いますので、そこらも一度は聞いてみる方がえいがじゃないかと思うて今、質問したのですが、どうですか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育長（畦地和也君）

学習指導要領がございすけれども、学習指導要領には平和学習ないしは平和教育という項目は、ございせん。ただし、平和にかんすることについては、こういうふうに指導しなさいというふうにうたわれております。少しそれを読みあげる形で説明させていただいたほうが、どういうことを学校現場で気かけながら指導していくかということが、分かっていただけるとと思いますので、まずその説明をさせていただきたいと思います。

小学校の場合ですけれども、指導要領の創作豊かな心を育む項目では、平和で民主的な国家および、社会の形成者として公共の精神を尊び、社会および国家の発展に努める。これについては、このように解説をしております。

平和で民主的な社会は、国民主権、基本的人権、自由、平等などの民主主義の理念の実現によって達成される。これらが、法によって規定され、維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは一人一人の自覚によってはじめて達成される。

日常生活の中で、社会全体の人格に基づきあらゆるときと場所にに応じて、他者と協同する場を実現していくことが、社会および国家の発展に努めることでもある。従って、単に法律的な規則や決まりそのものを取り上げるだけでなく、それらの意義を自己の生き方とのかかわりと捉えとともに、必要に応じてそれをより良いものに発展させていくという視点にも留意して取り扱う必要がある。

さらに次の項目では、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献するという項目では、平和は、人間の心の内に確立すべき課題でもあるが、日常生活の中で、社会全体の自覚に基づき他者と共同する場を実現していく努力こそ平和で民主的な国家および、社会を実現する根本である。

制度や自然に対する感受性や身近な環境の地球規模の環境へとつなげる豊かな想像力。それを大切に守ろうとする態度が養わなければならない。このような努力を心構えを広く、国家間ないし国際社会におよぼしていくことが、他国を尊重することにつながり、国際社会に平和を目指し環境の保全に貢献することとなる。

少し長く説明しましたがけれども、それこそ私が冒頭に申し上げましたように、学校では教科だけではなくて、総合的な学習でありますとか、学級活動とか特別な活動の中でこういう、平和教育の視点を入れて教育活動をしているということでありますから、そこをしっかりと先生方が、今日の授業の中に平和の視点としてはこういうことを入れていきますということについては、授業の中で観させてもらいますし、子どもたちが一人一人の発言ないしは、グループの活動の中にそういう視点がしっかりと盛り込まれて話し合いがなされているかということについては、折に触れて観させていただいております。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ちょっとね教育長、最後になって、私はそういう観点ではないがです。指導要領の中で、豊かな時間を使えるとかいろいろなことがあって、その中で今日常に起こっているこの戦争の問題、平和の問題をよね、子どもたちにどうやって考えを聞かかというところができんろかという話、しょうがです。

ほんで、学校では少なくとも毎日毎日、子どもたちもテレビを観てウクライナの戦争、原爆の問題。いろん

な戦争のあとの問題。考えようと、思うがですよ。で戦争は、嫌だとか平和はいいとか。というような気持ちを大人の気持ちじゃなくて、子どもの気持ちで、短冊に書くような形でですね聞いてみたらどうですかということ。僕は言いだけでやれとかやらんとかいうのは、言いよらんがですけど。そういう方法もありますよと、いうことなですよ。

ほんで次長、どうながですか。その平和の問題をよね各学校、先生方、校長会でも開いたときによね、子どもにこの戦争や平和の問題を聞くのもまた、いいねとそういうようなことにならんがじゃろうかね。

だいたい法律と我々の日常生活のギャップというのがありまして、その法律を正しく読み解くがもひとつの手。それもえいけんど、小説はなんとかより奇なりいうのがありますよね。現実の方がまだいろんなことがあると。そういう中で子どもたちを育てる上で子どもの意見を聞いてみろうかね、という気持ちにならんろかと思うたがですよ。教育長、そのどこはどうでしょうか。

議長（小松孝年君）

教育長。

教育町（畦地和也君）

山崎議員にもお世話になってライオンズで平和の短冊とかを子どもたちに書いていただいております。今年も特にウクライナとかロシアの戦争のことを取り上げた子どもたちが、非常に多くありましたし近々、平和ポスターの審査もしますけれども、事前にいただいている事務局からのこの報告でもこの戦争にかんするテーマを素材にした作品が多いというふうにお聞きをしております。

そのように各学校の団体とも協力しながら、学校現場でそのように直接的に戦争のことを自ら考えさせる取り組みはできておりますし、それが不十分であるということであれば今後、各教科や活動の中で子どもたちが、自ら考える時間というのもより多く取って行けるのであれば、取っていく必要があろうと思いますので、今のご意見、参考にしながら今後の教育活動に努めてまいりたいと思います。

議長（小松孝年君）

山崎君。

9 番（山崎正男君）

ありがとうございます。

やけど教育長の気持ち、人間としての教育長の気持ちの出し方が最後になって、ちょっと残念だなというところがあります。教育長たるものは、黒潮町全体の子どもの育成を担っておりますのでたまには、ばかになってですね、子どもたちの意見も聞いてみちゃろうというようなこともないと、四角四面でやっても、なかなか教育長たるところがやね、出てこないのじゃないかなと思いますのでぜひ、あの柔らかい気持ちになってこれからの黒潮町の教育を前進させてもらいたいと思います。

子どもは宝といいますので、子どもの気持ちをどうやってたずさえていくかということが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、14 時 30 分まで休憩します。

休 憩 14 時 20 分

再 開 14 時 30 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、山本久夫君。

6 番（山本久夫君）

では、最後の質問を行います。

今回、2 問質問させていただきます。

1 問目ですが、まず。これ、去る 6 月に町長から報告がありました、令和 3 年度黒潮町一般会計の繰越明許費の計算書がありました。

その繰り越しの内容というのが 2 款から 11 款までありまして、そのうち 4 款、款 5 と 10 款が繰り越しがありません。その全体の事業数が 33 事業ありまして、令和 3 年度に終わったのが 2 つ、事業が終わってます。よって、令和 4 年度は 31 事業が、今残っております。

その事業費の総額が 9 億 6,800 万円、約。そのくらい残っておるんですが、この繰り越しについての、当然、その繰り越した理由というのは 3 年度に聞いてます。その、これからまたこれを繰り越して、早いもので、上半期がもう最終月の 9 月になりました。その中で、どのくらいの発注を終わっているのか、繰り越しがどのくらい進んでるのかいうことをちょっと気になりまして、そのことをお聞きしたいと思います。

その理由はいろいろあると思うんですけど、まずは、もう 2 款総務費から、11 款の災害復旧費まであるわけです。それを 1 款ずつ聞くと、大変時間がかかります。ですから、その総事業費に関する内容でもいいですし、また各事業 31 事業。その災害復旧におきましては、何点かが一緒になってますから、量としてはもっとあるわけですけど。そういう事業費ベースでも構いませんし、事業数でも構いません。大体今、どのくらいが執行されているのか。まずは、準備もされてると思います。

あと、幾らぐらい残っているか。

そのことを、まずお聞きします。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本議員の、一般会計繰越明許費事業の進ちょく状況についてのご質問にお答え致します。

本件は、令和 3 年度予算を翌年度、令和 4 年度に繰り越して使用するために、令和 3 年度中に繰越明許費を予算書に明記し、議会議決をいただいた後、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、本年 6 月議会定例会で報告を行ったもので、この報告による件数および翌年度繰越金の総額は、先ほど議員おっしゃられたとおり、33 件の 9 億 6,913 万 2,000 円となっております。

これらの進ちょくとしましては、繰越件数では、33 件のうち 30 事業を着手しており、そのうち完了しているものが 10 件となっており、うち、道路反射鏡設置事業、ストックマネジメント事業の 2 件は、令和 3 年度に完成しております。今後の完成予定の事業は 20 件となっております。

未着手の事業は 3 件となっておりますが、うち備えておくもの 1 件、子育て世帯への臨時特別給付金です。また、本議会の追加提案予定の事業を含む早咲地区緊急避難施設整備事業が 1 件、不用となる事業が 1 件、これは縫製関係等共同作業場トイレ改修の設計委託となっており、実施すべき事業については、それぞれ完了日等は異なりますが、本年度以内には実施できる見込みとなっております。

また、これら繰越事業の予算レベルでの進ちょく状況は、契約等を締結した際に行う負担行為執行率は 37.84 パーセント、3 億 6,672 万 4,106 円で、支出を行う際の支出命令執行率は 21.01 パーセント、2 億 366 万 6,042

円となっております。

いずれも予算ベースを基に計算するため、大規模事業が未完成の場合、また、支出負担行為を行わない給付金事業等の場合もあり、これらの率が大きくなっていないものとなっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

ありがとうございます。

未執行が3件いうことですから、ほとんどはもう執行されているということで、90パーセントぐらいがほとんど終わりかけてるというか発注済みということで、まあ年度内には終わってしまうであろうという話でございます。

なぜこの話をするかといいますと、やっぱりその繰り越した内容によっては、事業によってはコロナ対策もあるし経済対策もあるし、さまざまな対策としたもので、特に住民の住環境であったり、生活環境の整備であったり、そういう直結した事業は大体多いわけで、そのことを早くやるということはどうと重要ではないかと。

それは確かに、この役場の中では、各課においてはマンパワーが不足したり、補助金の確定が遅くなったり、それからまた、今回のように補正で組まれてるように、この社会情勢が変わって資材が高騰して、その予算を補正せないかんかったりと、そういうような事項。あるいはまた、今回はないけど、事故繰り越しなくてはならないというような、そういう部分がたくさんあると思うんです。

しかしながら、基本的には、やっぱり皆さんご存じのように会計年度独立の原則があって、やっぱりそれが一番の自治体の会計はというのは原則なわけで、やはりそれに沿うようにやるということがやっぱり基本じゃないかと。

さまざまな理由があって繰り越すということは十分理解はできますけど、その中には、例えば、あの工事であったり事業である中で、ほとんど繰り越す段階で基本となってる部分はほんと出来上がっていて、もうちょっとしたことではできないと。例えば工事であれば、金額が大きいから工期が足りないとか、そういう部分で繰り越したりする場合もあると思うんで。そういうときのやつは、ほんとと言うと繰り越した時点、4月、5月の早い時期に発注できるんじゃないかと。そういうのをやっぱり各課の中で、その繰り越した事業に対して協議をしてもらって、なるべく早く出そうと。やっぱり繰り越したものがゼロになるわけじゃないわけで、職員にとっては現年度もやらなくてはいけないわけで大変忙しいわけで。ええ加減マンパワーが不足してるいう、課にとって繰り越しを残していくということは、また大変な話なわけで。やっぱりそういうことがお互いないように、お互いやっぱり課の中で協議してやるというのは大事なないかと。

僕は、繰り越しは悪いことではないと思うんですけど、ただ思うに、継続費やと。継続費とか債務負担行為とかいうのは、ある程度理由が限定されるわけです。しかし、この繰越事業というのは、今言われた事業とかいろんな理由が、取って付ければ結構付けれることが多いんですわ。だから、安易に繰り越しをしようというようなちょっとした気持ちが出ると、やっぱりこういう膨大な量というか。これが膨大とは思いませんけど、そのへんが発生してくる。そのために、また事務処理が大変なことになってくるわけで、お互いが大変になるという、そういうことに現況なるんじゃないかなあと思うわけです。

総務課長が言われたように、総務課長の下には契約とか、委託契約とか契約書が回ってくるから、事業は結構回りゆうとか気になってる部分は目につくと思うんですが、そうでない部分というのは結構落ちるわけで、そういう部分をいかにして早く発注するかと。上半期ももう終わりの月、やっぱりこの時点で、9月じゃない、

もっと早い時期、できれば6月にと。ほいたら、建設業界にしろ、いろんなところに繁忙期からはちょっと外れるためにもっと受注がしやすいとか、やっぱりそういう部分が出てくると思うんでね、やっぱりそのへんを十分気を付けてやっていただきたいと思うんです。

そのへん、総務課長の答弁はもう十分ですから。これ各課で款ごとに聞いていくと大変ですので、もう総体的でいいです。

事務方のトップとして町長、副町長ね、やっぱりこういう繰越事業費、明許費に対しては、やはりそういう取り組みをしていかなくってはならないと私は思うんですが、事務方のトップとして、こういう繰越明許費についてはどういうお考えか。

事務方のトップとして、お返事をいただけたらと思います。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（西村康浩君）

それでは山本議員の再質問にお答え致します。

議員おっしゃるとおりで、基本的な考え方は、先ほど議員が申されたとおりでというふうに考えております。

やはり工事、全ての事業につきましては、現年でしっかりとやっていくというのが原則であるというふうにも考えておりますし、先ほど申されましたように、会計年度の独立の原則という面からも含めて、当然そうあるべきだというふうにも考えております。

また、やむを得ず繰り越した予算につきましては、執行を早期にしていけるということは基本の基でありますし、住民の皆さんにとりましても、できるだけ早く着手するというのがいい方になるというふうにも考えております。

また、職場の方でも、そういった観点からこれまでも指示を出し、そういった取り組みを進めているところでございます。

全体の進ちょく管理につきましては、やはり私を含め、それぞれの部署でしっかりと指示の下、進ちょく管理をしていく必要があるというふうに考えておりますけれども、先ほど言いましたように、現年にしっかりと業務管理をし、終わらしていく。そして、繰り越したものについては早期で発注していくというような考えの下に、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

副町長、ありがとうございます。

今、副町長は十分そのへんはご理解して分かってくれると思うんですが、今の社会、どういうことがあるか分かりません。繰り越ししていても、歳入の減によって、またその繰上流用をせないかんというような話になると、もうその会計年度独立の原則の最たる特例ですから、ああいうのは。やっぱりそういうことになりかねると、やっぱり財源不足になって、いかに行政が計画性を持ってやってないかということをもろに出す結果になるわけですから、そういうことにならないように、ぜひこの繰り上げはそういうよっぽどの理由じゃなかったら、極端に言えば繰り越しはできないというようなイメージを持ってですね。今後、若い、ここへ役場の中にも若い職員もおられます。やっぱりその会計年度独立の原則、そういうものはきちっとやっぱり指導もしてもらって、やっぱりそういうところを詰めていかんと、やっぱりそういう時代でもありますし、不安定な。や

っぱりそういうことを十分認識して、業務というか、予算執行していただきたいと思いますので、今後ともその取り組みをよろしくお願いします。

2 問目にいきます。

これも地域整備事業ですが、旧大方というか大方が 3,000 万で、佐賀は 1,500 万の予算を持って、ほとんどがまあ地域要望というか部落の要望でございます。

その中で、側溝を直してくれとかね、ちょっとした溝を何とかしてくれとか、手すりが欲しいとか、そういう小さなものでわずかなお金が。わずかと言うたら変ですけど、まあ 10 万、20 万単位のお金で、その個所数がかかり発生して要望が出てると思うんですが。

取りあえず、今の全体でどのくらいの件数が要望として上がっているのか。

そして、今も言いたように半分過ぎました。4 年度が。どのくらいの執行しているのかを、まず聞きたいと思います。

よろしく。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは山本議員の、地域整備事業の全体件数と進ちょく状況についてのご質問にお答え致します。

地域整備事業につきましては、毎年各地区から提出される要望の中から、各地区の要望の順位を基に、また、緊急性の高いものなど必要性を検討し、予算の範囲内で優先順位を付けて、所管する担当各課において実施しているものでございます。

当該予算につきましては、令和 2 年度より、総額 3,000 万円から 4,500 万円、これは山本議員言われたように、佐賀地域 1,500 万円、大方地域 3,000 万円に配分しているものですが。これらに増額しているもので、非常に多い要望件数に対し、少しでも多くの要望に対応できるよう取り組んでいるものでございます。

近年の当事業の実績としましては、令和 2 年度に 49 件、事業費で 4,496 万 4,000 円、令和 3 年度が 46 件、4,497 万 1,000 円となっております。これらの事業の主な内容としましては、道路等の改修や舗装、水路等の修繕、新設など、地域の環境整備に伴うものが大半となっております。

また、本年度の現段階での予定事業としましては、35 件、概算事業費で 3,975 万 2,000 円で、予算に対して 88.3 パーセントとなっております。

そのうち、発注済みの件数が 21 件、事業費で 1,725 万 6,000 円で 38.3 パーセント、完了している事業が 15 件で 1,086 万 8,000 円、24.2 パーセントとなっております。

なお、事業実施の候補として 15 件の事業を予定しているもので、これらも、優先順位の下に順次発注するとともに、今後の事業精算によって残った予算を年度末までに、より有効に執行していく計画でございます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

ありがとうございます。

総務課長のその件数も順調に進んでるということでもいいんですけど、そのほとんど少額な金額での工事が多いと思うんですが。

発注の方法というのは、やっぱり三社見積りであったり、そういう方向でしょうか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えさせていただきます。

三社見積り等で行う少額の部分と、それから直営で設計している部分、この地方自治法の 176 条の規定によって、一定の基準 130 万以下の部分については見積りもございますが、それを超える部分になりますと当然入札によって実施することとなりますので、直営で設計を行って発注をしている状況でございます。

以上です。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

分かりました。

130 万以下は見積りでということですが、それ以上は直営の技術者が設計をしていると思うんですが。

その設計の段階でですね、その要望箇所がいろいろあって、それは地域が点々とあるわけですから、なかなか難しいところがあると思うんですが。その受ける側からすると、その 150 万であれ 200 万であれ、やっぱり少額であると経費もかさばってなかなか敬遠する場合があると思うんで。

そこらへんを、もし買うのであればですよ、まあ隣接の地域の要望であれば 3 件くらいはまとめてやるとか、そのような配慮というか、過去にそういう発注したということはありますか。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

再質問にお答えします。

当然、経費を削減する努力ということは行っております。

ただ、その発注件数の中において、当然近場であるときには 1 工区、2 工区、3 工区ということで、経費を削減したその設計内容にするということは、行っている事例だと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

山本君。

6 番（山本久夫君）

何でというんですね、発注者側にとっては、大なり小なり受注機会を多くの業者なりに与えるということも一つは考えるだろうし、小さい、建築であったり、そういうちょっとした小さい工事を請け負う会社もいるわけですので、そういう配慮が要るのであると思うんですけど。

反対に、それをやるばっかりに、極端に言うと日数がかかってしまったり、変に。そのへんで、対応が遅くなったりする場合があるわけです。

大体、地域整備事業というのはね、ほとんどが生活に困ってる人というか、生活というか、経済的じゃないですよ、まあ当然。言えば、前の道がとか、前の横の側溝がとかね、危ないとか、手すりがちよっと切れてるとか、そういうのがほとんどなわけで、やるんやったら即やった方がいいわけで。

ですから、そういう対応が早くできるためにもやっぱり、その予算もせつかくです。結果として 3,000 万つけちゅうから、1,500 万つけちゅうから、地域整備いいでしょうということじゃなしに、いかに効果があるよ

うに使うということも大事やと思うんで、そのへんをまたぜひ検討していただいたらと思うんです。

地域整備事業というのは結構、皆さん喜ぶというかね、すぐやってもらえるということで、地域の中ではいい事業だということで評価していますので、今後ともそういう対応をしていただけたらと思います。

以上で、私の質問は終わります。

議長（小松孝年君）

これで、山本久夫君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

日程第2、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第39号、損害賠償の額を定め和解することについてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について報告致します。

今回、付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第39号、損害賠償の額を定め和解することについての10議案となっています。

審査の結果は、10議案共に討論はなく、全会一致で認定可決すべきものとなりました。

この報告は、質疑があったものを主に行いたいと思います。

なお、提案理由につきましては、本会議にての説明と重複する点も多いと思われそうですが、ご了承ください。

まず、議案第12号、令和3年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入につきましては、特段の質疑はありませんでした。

歳出のうち、74、75ページ最下段からの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、78、79ページの最上段の10節需用費の消耗品費2,225万562円につきましては、庁舎で使用する紙類から鉛筆などのほか、コロナ対応で突発的に発生するものなどもこの項目で支出しておりまして、全体的に金額が大きくなってきているとのことで、委員から、消耗品の金額が大きくなってきたとのことだが、内容は。また、コロナ関連の補助はあったのか、との質疑がありまして、執行部から、コロナ関連の補助は、コロナ交付金を頂いて、消毒液やマスク、防護服などを購入しているが、この需用費についてはそれらとは別物で、机を拭くものなど通常とは異なる品目の支出のうち、コロナ交付金で対応できるものについて支出をしているもの。

同項目での令和2年度の支出は、コロナ関係で通常とは違う消耗品の購入が大量にあり、3,533万円ほどだったが、令和3年度が2,225万円ほどなので1,300万円ほど減っているとのことでした。

続きまして、78、79ページの下段、2目人事管理費のうち、80、81ページの委託料の下から2番目、地方公務員法の定年引上げに伴う例規整備支援業務委託132万円は新たなもの。

定年引上げにつきましては、地方公務員法の改正により、令和5年度から1歳ずつ定年を延ばしていくものとのことで、委員から、退職する年齢が順次65歳まで上がっていくとのことだが、60歳以降の役職や給料はどうなるのか、との質疑がありまして、執行部から、60歳以降の役職については、基本的に60歳の年度末をもって管理職から外れる。ただ、特別な事情がある場合は引き続きとなる場合もある。この実務的なポストについては、現在、調整中。

また、給料については、60歳時点の7割を支給するとのことでした。

続きまして、88、89ページ上段の13節使用料及び賃借料の自動車203万2,250円は、町内4カ所の集落活

動センターの集落支援員活動車両4台、また、地域おこし協力隊活動車両1台の、計5台のリース料とのことでした。

委員から、集落支援員用などの車をリースで対応しているが、購入するより得策なのかという質疑がありまして、執行部から、リースの方が安くつくと考えている。なお、5年契約なので、その契約変更時点でその後の対応は決めていく。また、購入にすると、使用しなくなっても何らかの形で使用しなければならないこともあり、リースで対応しているとのことでした。

同じく、13節使用料及び賃借料のうち、使用料の大方高校施設使用料（公設塾）617円は、年間62回開催した公設塾で使用了光熱費としての支出とのことでした。

委員から、公設塾の利用者数はとの質問があり、執行部から、利用者は高校生が対象だが、令和3年度は少なく、1年生6名、2年生3名の合計9名とのことでした。

続きまして、88、89ページ上段の14節工事請負費については、予算は2款で計上しているが、実際の事業についてはまちづくり課が対応している。この不用額3,371万2,000円も全額定住促進事業によるもの。この不用額については、これまで繰り越しを中心に執行して、なおかつ、現年度でできるだけのことをやっているという状況によるもの。来年度予算からは、この形から現年度主義に変更していきたいと考えているとのことでした。

委員から、空き家が少なくなってきたとのことだが、状況はとの質疑があり、執行部から、現状、手直しが少なく住める空き家が、少なくなってきた。空き家バンクに登録している物件の掘り起こしをしてホームページなどに上げているが、全体的には少なくなっている。その後、加えて、情報があればぜひ上げていただきたい、との願いもありました。

90、91ページ下段から93、94ページの最上段にかけての9目交通安全対策費、7節報償費のうち、交通安全指導員への謝礼は96万円。なお、交通安全指導員は10名で、このうち2名は町職員となっているとのことでした。

委員から、交通安全指導員の活動内容はとの質疑があり、執行部から、主な任務は、保育所、小学校で行う交通安全教室や、春、夏、秋、年末、年始に行われる全国交通安全運動期間中の街頭指導やパレードへの参加、および、はだしマラソン、アクアスロン、シーサイドギャラリー夏、各種マラソン大会、駅伝大会等の各種イベントの交通指導などとのことでした。

96、97ページの下段からの12目国土調査費のうち、98、99ページ中段の13節委託料地籍調査業務委託4,740万円は、上田の口の一部と荷稻の山林の一部の合計1.15平方キロメートルの委託料とのことでした。

委員から、地籍調査は順調に進んでいるか。また、終了予定は。加えて、筆界未定や認証遅延が極力ないようとの要望があり、執行部から、計画どおり進んでいるが、終了までには、今後60年から70年ほどかかると思われる。地籍調査については、会計年度任用職員を1名増員して、専門的に所有者の調査を主にやるなど、筆界未定の解消に努めている。また、認証遅延についても、近年中に解消すべく計画的に進めているとのことでした。

続いて、100、101ページからの15目新型コロナウイルス感染症対策費のうち、102、103ページ下段の17節備品購入費の公共施設用資材210万2,100円は、災害用トイレを7基購入したものとのことで。

委員から、購入した災害用トイレの配備計画などは。との質疑があり、執行部から、主要な各施設の必要数を算出して設置するようにしている。なお、令和3年度の購入は、このコロナ対策の7基のほか、決算書212、213ページ中段の9款消防費、1項消防費、4目防災費、17節備品購入費の災害用トイレ207万9,000円で7基の購入があり、計14基を購入している。これらの14基については、入野小学校、大方中学校、集落活動セ

ンターかきせ、旧上田の口保育所の4カ所にそれぞれ2基を。また、拳ノ川小学校、市野々川集会所、黒潮消防署、湊川ふれあいセンター、あったかふれあいセンター北郷、同じく、あったかふれあいセンターにしきの広場の6カ所に、それぞれ1基を配備している。

トイレの構造は、組み立て式の簡易な合併浄化槽のような構造のもので、附属のテントによるプライバシーの確保もされている。また、災害時に必要となった施設には別の施設から持っていけるようにしているとのことでした。

112、113 ページ中段からの5項統計調査費、1目指定統計費、1節報酬、その他委員等報酬の経済センサス調査員報酬29万3,569円は、7名分とのことで、委員から、調査員は少ない報酬で大変な作業だと思うが、その選出方法などとはとの質疑があり、執行部から、内容に応じて対応できると思われる方をお願いをして、受けていただくという形を取っている。統計センサスもだが、今後もある国勢調査や農林業センサスなどの統計調査は、調査員の負担も大きく、お願いに際してはいろいろ考えなくてはならないとのことでした。

続きまして、決算書の個別の案件ではないのですが、業務執行報告書47ページからの入札、契約事務に関する事項についての質疑がありました。

委員から、報告書47ページからの入札、契約事務に関する事項について、入札不調が目立つが原因は。また、その後の対応などはどうなっているかとの質疑がありまして、執行部から、入札不調は、近年、多くなっている。原因の一つとして、国の高規格道路関連や県工事もあり、発注件数が増えたのに対して業者のマンパワーが追いつかない状況となっている。このため、小規模かつ人手が多く掛かる工事などには入札参加者が皆無ということも見受けられる状況となっている。

こうした不調の場合、業者を変更して入札をし直すか、積算を変更するかが選択肢なのだが、入札のし直しをしても見込みがないと思われる場合には、規定により随意契約でお願いすることもできるようになっている。また、近年、不調が多いこともあって、入札が皆無であっても指名した業者の中から適当と判断した業者と交渉ができるようになっている。これらにより、本来は2回目の公開入札を行うのだが、それを行わずに交渉により契約をすることもある。この場合の契約金額については、予定価格で行って、極力、工事を実施するように努めている。

これらによってもできない場合は、翌年度への繰り越しとなってくるとのことでした。

続きまして、議案第14号、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本会議と同様の提案説明があり、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第15号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

この議案も、本会議と同様の提案があり、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第23号、令和3年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本会議と同様の提案説明があり、その中で、歳入のうち、サービス使用料は前年度より増となっている。なお、令和3年度末の加入率は、テレビが52.4パーセント、インターネットが37.4パーセントとなっているとのことでした。

この議案につきましても、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第29号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

この議案も、本会議と同様の提案があり、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第30号、令和4年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

まず、歳入につきましては、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、歳出です。

17 ページからの 2 款総務費です。

17 ページ、1 項総務管理費、6 目企画費、12 節委託料の自治体システム標準化及び共通化調査委託料 123 万 8,000 円は、2025 年度に開始予定としている自治体システムの標準化および共通化に向けて、標準仕様の固まりを受けて、その調査と解析を委託するものとのことで、委員から、自治体システムの標準化および共通化の内容は、との質疑がありました。

執行部から、自治体システムについては、現状、それぞれの市町村が異なるシステムで運用しているため、国の方針で 2025 年度からそれらを統一し、標準化および共通化を図るものとのことでした。

続きまして、18 ページ最上段の、15 目新型コロナウイルス感染症対策費、18 節負担金補助及び交付金の新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行補助金 751 万 7,000 円は、コロナ感染の拡大による移動の自粛で運輸収入が減少して、厳しい経営状態が続いている土佐くろしお鉄道に対し、同鉄道は沿線住民の移動手段などで必要不可欠なものであり、安全な運行の確保が必要とのことで修繕費への補助を行うもの。

これについては、全体の修繕額 9,932 万円のうち、2 分の 1 が県、残りの 2 分の 1 を沿線 7 市町村が設定した負担割りにより負担するものとのことでした。

委員から、今回の補助は、毎年の基金による補助とは別物かとの質疑がありまして、執行部から、土佐くろしお鉄道に対しては、以前から基金による補助をしているが、近年、コロナの影響もあり基金が少なくなっている。また、同鉄道は、利用者もコロナの影響で相当減っており、計画していた事業も行えないなど、経営的に大きなダメージを受けている。そういった中でも、修繕については、安全確保の観点から不可欠な支出なので、今回、基金による支援とは別の形による支援をするものとのことでした。

それから、23 ページからの 10 款教育費ですが、全体的な話として、昨今の電気料の高騰を受けて、2 項小学校費に 865 万 8,000 円、3 項中学校費に 463 万円、4 項社会教育費に、あかつき館の電気料ですが 234 万 5,000 円と、それぞれに高額の電気料の追加を計上しております。

この件への質疑はありませんでした。

続きまして、議案第 31 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてです。

確定による補正とのことで、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第 35 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてです。

7 ページの 1 款総務費、1 項総務管理費、2 目財産管理費、12 節委託料の光回線終端装置（D-ONU）ですが。これの交換委託 1,204 万 7,000 円の減額は、今年度、回線の高速化を目指して、各住宅等に設置している光回線終端装置を、現在の T-ONU タイプから高速化対応の D-ONU への交換に取り組んでいるが、材料の半導体の不足により物品の納入が遅れているための減額とのことでした。

これについての特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案第 38 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についてです。

説明は、本会議場と同様でした。

委員から、湯屋橋の場所はとの質疑があり、執行部から、馬荷温泉の自動販売機のすぐそばの橋。とのことでした。

続きまして、補足説明としまして、辺地の要件についてです。辺地の要件は、当該地区の中心を含む 5 平方キロメートルの範囲内に 50 人以上が居住していること。加えて、役場や駅などからの距離などの判定項目による辺地度点数が 100 点以上であることで、現状、当町での該当は、馬荷地区、熊野浦地区、鈴地区の 3 カ所とのことです。

なお、辺地債は充当率が 100 パーセント、交付税参入率が 80 パーセント。ちなみに、過疎債は、充当率が

100 パーセント、交付税参入率が 70 パーセントで、辺地債の方が交付税参入率で 10 パーセント有利とのこと
です。

続きまして、議案第 39 号、損害賠償の額を定め和解することについてです。

本会議と同様の提案説明があり、特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、今議会で、産業建設厚生常任委員会に付託をされました議案、計 21 件について、9 月 5 日と 6 日
の両日、町長ならびに関係課長出席の下、審査を致しましたので、その審査経過ならびに結果を報告致します。

まず初めに、議案第 12 号、令和 3 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。本委員会
に分割付託をされました件について報告を致します。

執行部から、開会日の提案理由の説明に加え、各所管課長から決算書、業務執行報告書等を基に、歳入、歳
出について、款項目節ごとに説明を受けました。

委員から、各事業の実績内容や執行状況等の質問について、執行部から詳細な説明を受けた上、慎重な審査
の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 16 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 17 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 18 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 19 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 20 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 21 号、令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 22 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

議案第 24 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

以上、9 件の特別会計歳入歳出決算の認定については、提案理由説明のとおり、令和 3 年度の決算額の確定
によるもので、慎重な審査の上、全会一致で認定すべきものとなりました。

次に、議案第 25 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての改正要点は、
1 点目としまして、本条例第 6 条に規定の入居者の資格について、10 月 1 日予定で、パートナーシップに関す
る取扱要領の策定作業を進めており、これによって登録をされた方は、町営住宅への入所が可能とする改正。

2 点目は、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加し、保証人の確保が困難となるケースがあることについ
て国からの通知もあり、現条例での連帯保証人 2 名が必要となっている規定部分を削除すること。

3 点目は、現在建設中の横浜、浜松両団地の家賃の規定を追加するものであります。

次に、議案第 26 号、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。
議案第 27 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第 28 号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての、以上
3 議案につきましては、議案第 25 号、で報告しましたうち、入居者の資格について、パートナーシップの取扱要領に基づいて登録をされた方の入居可能とするものと、連帯保証人 2 名を必要とする規定部分を削除する
ものであります。

以上、議案第 25 号から第 28 号までの議案につきまして、委員から、規則、要綱が添付をされておらず、内容について十分に理解ができないとの意見がありました。

この議案第 25 号から第 28 号までの 4 議案につきましては、審査の結果、賛成多数で可決するものと致しました。

次に、議案第 30 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についてでありますけれども、本委員会に分割付託をされた内容について審査を行いました。

提案理由説明と重複するところがありますが、主なものについて報告を致します。

まず、歳出について。

予算書 20 ページ。

6 款農林水産業費、3 目農業振興費の工事請負費 205 万 7,000 円は、菌茸生産施設の電気保安協会の定期点検で、高圧機器の経年劣化から更新が必要との指導から今回補正をするもの。

21 ページ。

4 目畜産業費の工事請負費 2,022 万 5,000 円は、畜産団地内施設の改修工事を進めているが、こんにちの物価高騰による資機材の大幅な値上がりなどにより当初の額に不足が生じたことに伴う補正。

同ページの 5 目農地費の委託料 500 万円は、有井川地区で避難路の整備を計画しているが、当初計画から路線変更をしたことで、用地測量面積の増や、労務単価の更新に伴う部分を補正をするもの。

同ページの 3 項水産業費、2 目水産業振興費の工事請負費 816 万 2,000 円は、佐賀地区漁業集落環境整備工事で、町分地区へ 2 カ所の排水ポンプの設置、また、大和田、町分、明神の 3 地区の避難広場へ風雨をしのぐ屋根の設置について、同様に資材等の高騰から再見積徴収の結果、不足見込分を補正するもの。

22 ページ。

18 節負担金補助及び交付金の 255 万円は、佐賀漁港付帯施設のトイレが機能を果たしていないため、今回、簡易水洗式の仮設トイレ設置費の町補助金として、町の負担分である 50 パーセントの額を補正するもの。

3 目漁港漁場整備事業費の 140 万円は、入野漁港内の畜養水面モジャコ養殖漁業経営体への予防薬品等購入経費の一部補助の額の補正。

8 款土木費、2 目住宅建設費の 4,037 万 3,000 円は、町営住宅の建設費の資材の高騰によって、既決予算額に不足が見込まれることから補正するものであります。

歳入は、歳出に見合う額の補正であります。

以上、本補正について慎重な審査の結果、全会一致で可決すべきものと致しました。

次に、議案第 32 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算については、歳入は、令和 3 年度決算の額の確定により、令和 4 年度への繰越金として 2,692 万 7,000 円を、歳出は歳入と同額を財政調整基金への積み立てとするもので、審査の結果、全会一致で可決するもの致しました。

議案第 33 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算については、歳入は、前議案と同様に、令和 3 年度決算の額の確定により、一般会計繰入金として 234 万 3,000 円を、歳出は、マイナンバーと保険証

を連動させた資格確認システムの導入作業委託費として 227 万 7,000 円を補正するもので、審査の結果、全会一致で可決すべきものと致しました。

議案第 34 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算については、歳入は、これも前議案と同様、令和 3 年度決算の額の確定により、繰越金として 3,362 万 1,000 円を、歳出は、介護給付費準備基金積立金として 1,184 万 8,000 円と、実績に伴う返還金として 2,215 万 7,000 円を返還金として補正をするものであります。

以上、3 議案については委員からの特段の質問等もなく、全会一致で可決するものと致しました。

次に、議案第 36 号、令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結については、トイレコンテナ 2 台の購入について、神奈川県内の株式会社イズズを物品売買契約の相手方として締結したいとの説明に、委員から、設置場所、活用方法等についての質問に対しまして、執行部から、通常は観光客への利用を基本とし、設置場所は、拳ノ川の佐賀温泉、大方球場補助グラウンドを予定していると。また、災害時にも活用できるものと考えており、11 月の夜間避難訓練時に移動をして検証も考えているということでありました。

審査の結果、全会一致で可決するもの致しました。

次に、議案第 37 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定については、佐賀地区の藤縄にある菌茸生産共同施設の指定管理者として、香美市の株式会社香北ファームを選定したいとの説明に、委員から、本施設での雇用、生産業務等についての質問があり、執行部から、町内での雇用は正職員 2 名、パート 1 名の予定で、菌床を本施設で行い、栽培は香美市で行う予定との説明がありました。

慎重な審査の結果、全会一致で可決するもの致しました。

以上のとおり、本委員会に付託を受けました議案 21 件につきましては、全て、認定ならびに可決すべきものと決しましたことを報告して、委員長報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 12 号、令和 3 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 12 号の討論を終わります。

次に、議案第 13 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 13 号の討論を終わります。

次に、議案第 14 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

んか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 14 号の討論を終わります。

次に、議案第 15 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 15 号の討論を終わります。

次に、議案第 16 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 16 号の討論を終わります。

次に、議案第 17 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 17 号の討論を終わります。

次に、議案第 18 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 18 号の討論を終わります。

次に、議案第 19 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 19 号の討論を終わります。

次に、議案第 20 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 20 号の討論を終わります。

次に、議案第 21 号、令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 21 号の討論を終わります。

次に、議案第 22 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 22 号の討論を終わります。

次に、議案第 23 号、令和 3 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 23 号の討論を終わります。

次に、議案第 24 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 24 号の討論を終わります。

次に、議案第 25 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 25 号の討論を終わります。

次に、議案第 26 号、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 26 号の討論を終わります。

次に、議案第 27 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 27 号の討論を終わります。

次に、議案第 28 号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 28 号の討論を終わります。

次に、議案第 29 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 29 号の討論を終わります。

次に、議案第 30 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 30 号の討論を終わります。

次に、議案第 31 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、損害賠償の額を定め和解することについての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 12 号、令和 3 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 13 号、令和 3 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 14 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 15 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 16 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 17 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 18 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 19 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 20 号、令和 3 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 21 号、令和 3 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 22 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決
します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 23 号、令和 3 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 24 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は認定です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。
従って、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり認定されました。
次に、議案第 25 号、黒潮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号、黒潮町営特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号、黒潮町営改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、黒潮町営拳ノ川若者住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、令和 4 年度黒潮町一般会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、令和 4 年度黒潮町トイレコンテナ購入の物品売買契約の締結についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、黒潮町農林業地域改善対策事業菌茸生産共同施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号、損害賠償の額を定め和解することについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議案第 40 号、早咲地区緊急避難施設建築主体工事の請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 40 号、早咲地区緊急避難施設建築主体工事の請負契約の締結について、説明させていただきます。

この工事につきましては、8 月 31 日に指名競争入札を行い、落札業者が決定致しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

この工事の契約目的は、早咲地区緊急避難施設建築主体工事でございます。

また、契約の方法は指名競争入札で、契約金が 6,578 万円。

そして、契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町入野 2198 番地、株式会社谷建築、代表取締役、谷栄一となっております。

提案説明は以上でございますが、この後、関係課長に補足説明させますので、どうぞ適切なご決定をよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（土居雄人君）

それでは、議案第 40 号、早咲地区緊急避難施設建築主体工事の請負契約の締結について、補足説明を致します。議案書は、本日お渡しした議案書の 2 ページでございます。

参考資料で説明をさせていただきます。参考資料 1 ページをお開きください。

本工事は、設計金額ならびに請負対象金額とも 6,150 万円で、入札の結果、5,980 万円で落札されました。指名業者は 10 社で、その請負率は 97.23 パーセントでございます。

工期は、令和 4 年 9 月 15 日から令和 5 年 3 月 17 日までとしております。

契約金額につきましては、6,578 万円にて、高知県幡多郡黒潮町入野 2198 番地、株式会社谷建築、代表取締役、谷栄一と契約締結するものでございます。

参考資料 2 ページをお開きください。

付近見取図と配置図でございます。

建築場所としましては、早咲地区の高台でタバコ乾燥工場に面した西側の敷地となっております。

図面北側が消防屯所、南側が集会所となっており、工事概要としましては、集会所と消防屯所の合築で木造平屋建ての建築工事で、敷地舗装、敷地内排水側溝工事なども含めて施工するものでございます。

参考資料 3 ページをお開きください。

平面図でございます。

主体構造は木造平屋建て、総床面積は 299.40 平方メートルで、建築面積は 307.69 平方メートルとなっております。

図面上部は消防屯所となっており、車庫、用具倉庫などで、床面積は 70.27 平方メートルとなっております。

これら以外は集会所で、床面積は 229.13 平方メートルとなっておりますが、図面右側の大会議室を省く、中央部分にあるトイレやホール、玄関、調理室、小会議室などを屯所と共用する施設としております。

参考資料 4 ページをお開きください。

建物立面図でございます。上段は南側から、下段は東側から見た建物の立面図です。

右側から、集会所の大会議室、小会議室、調理室の側面となっております。

下段は、東側から見た立面図です。右側が消防屯所の車庫、左側が集会所の大会議室、中央が玄関、トイレなどとなっております。

以上、建築内容についての説明をもって、議案第 40 号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（松本敏郎君）

令和4年9月第24回黒潮町議会定例会、お疲れさまでした。

また、提案させていただきました全ての議案に対しましてご承認賜り、誠にありがとうございます。

引き続き、住民福祉の向上を目指して、本議会で賜りました意見を参考に、全力で取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年9月第24回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 16時 11分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松孝年

署名議員

池内 弘道

署名議員

浅野 修一